

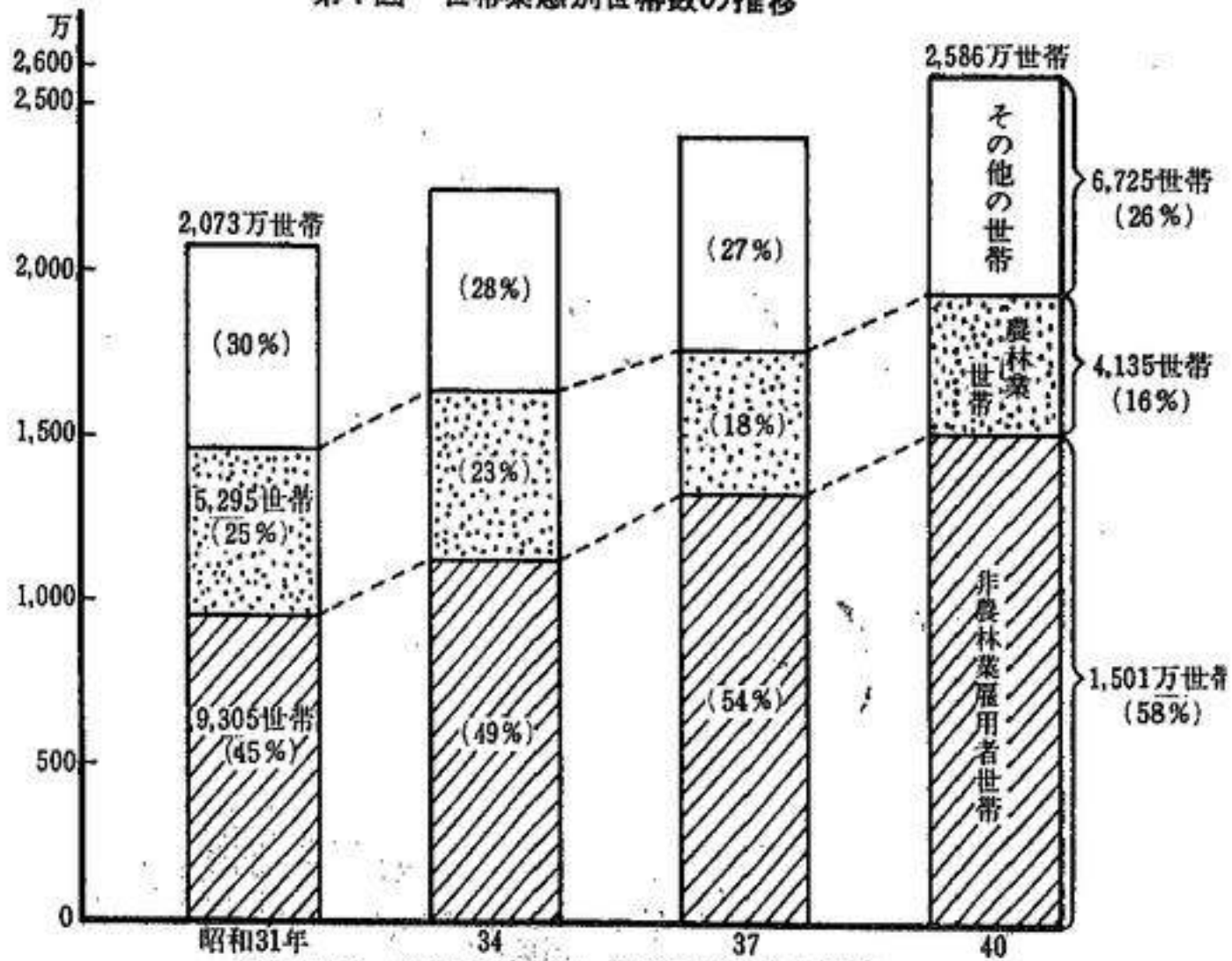
婦人と年少者



'66 9

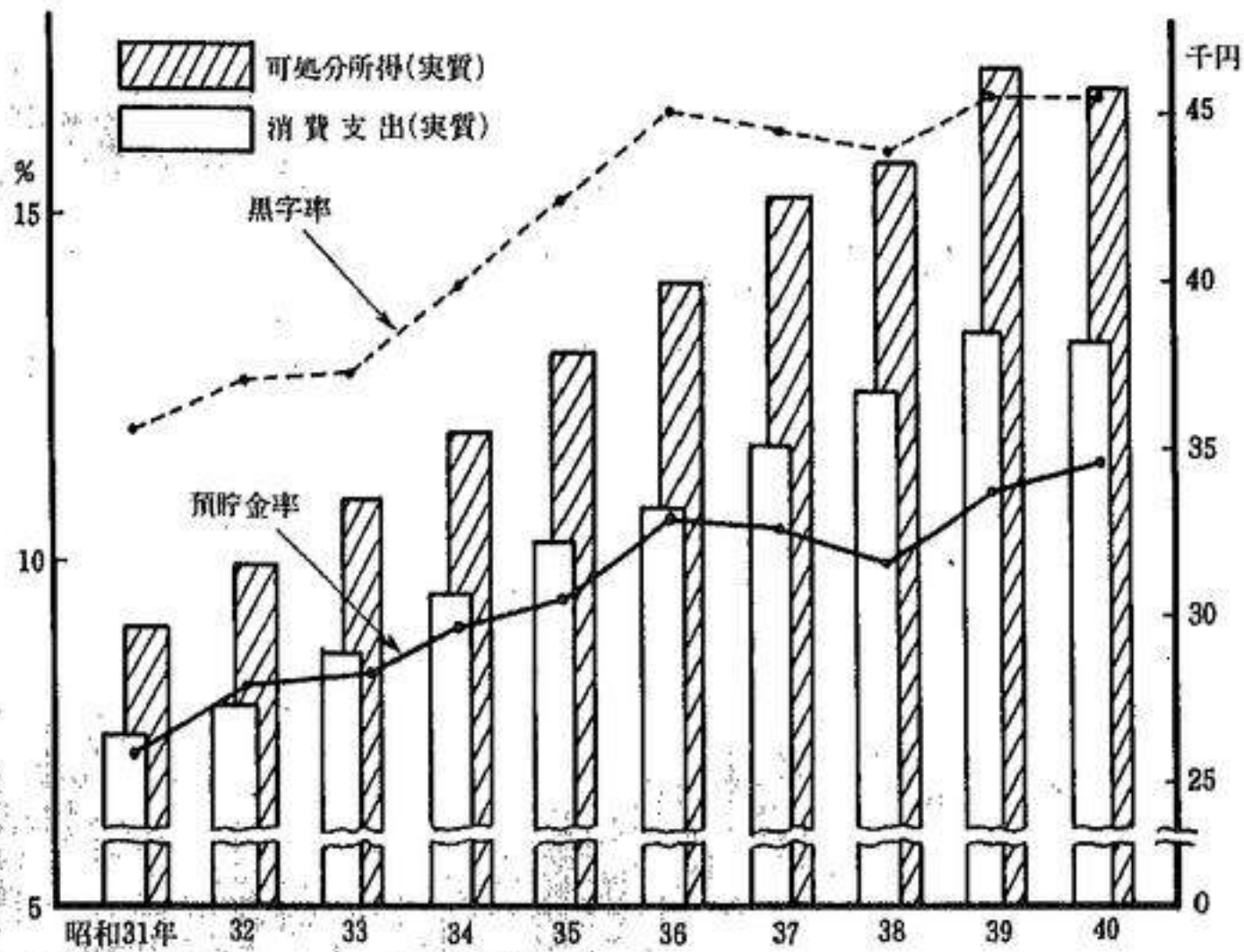
「労働者家族の現状」より（本文19ページ資料室参照）

第1図 世帯業態別世帯数の推移



資料出所—総理府統計局「就業構造基本調査」

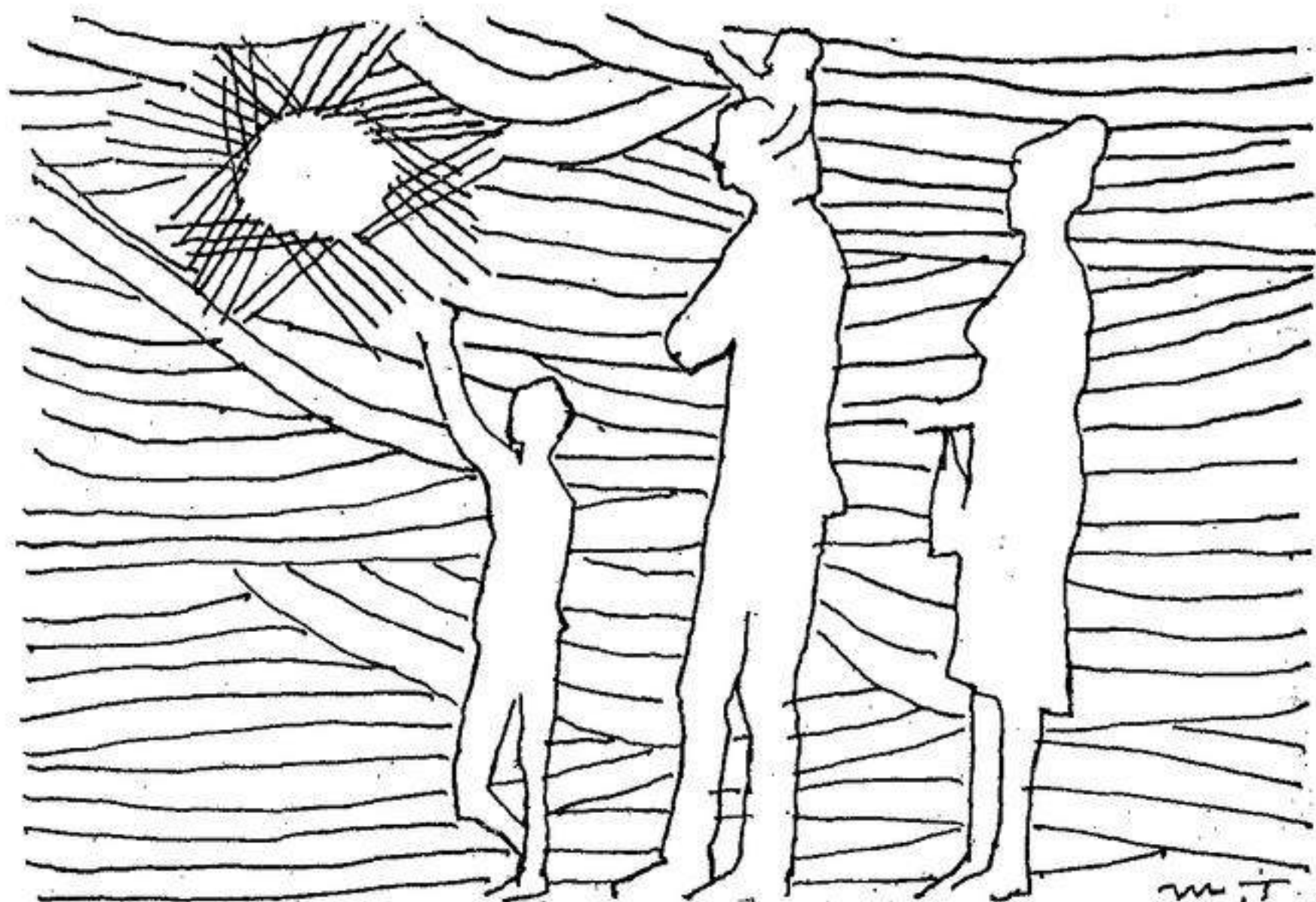
第3図 勤労者世帯の所得・消費・貯蓄の推移(人口5万以上の都市)



資料出所—総理府統計局「家計調査」

黒字率—家計収支の黒字額の可処分所得に対する割合

貯蓄金率—預貯金・保険の純増額の可処分所得に対する割合



婦人と年少者 十四卷九号 目次

勤労者家庭の老後と生活上の不時の際へのそなえ……………坂寄俊雄 8

勤労者家庭と社会保障……………高橋武 6
 社会保障……………島田とみ子 6

ライフサイクルと生活構造の変化……………岡田政子 11

勤労者家庭の福祉をたかめるために……………15
 勤労者家庭生活技術指導モデル地区訪問……………17

(資料)(室)

労働者家族の現状……………19

婦人労働の実情……………26

女子保護の概況……………29

資格を要する女子の職業⑥……………31

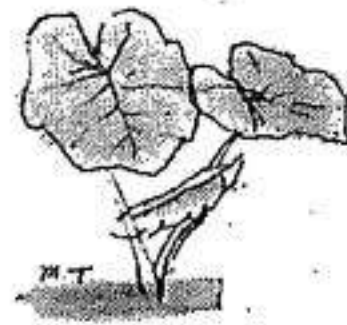
婦人労働関係資料の紹介……………32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……………表紙 8

◇図表(労働者家族の現状より)……………表紙 9

◇婦人少年局ニュース……………表紙 8

表紙・扉……………塚谷政義



勤労者家庭の老後と

生活上の不時の際へのそなえ

坂 寄 俊 雄

(立命館大学教授)

まえおき—問題の限定—

あたえられたテーマは「老後と不時の災害等緊急時のために」ということであるが、もう少し取扱う問題の範囲を限定しておいた方がよいように思われる。不時の災害というと常識的に思い浮かぶのは労働災害、交通災害、公害による災害などから、台風や水害・地震などによる天災、火災などによる災害などいろいろと性質を異にした災害がある。また、老後ということが問題とされるなら、病気とか、けがなども問題にしてよいように思われる。また、勤労者の中の労働者にとっては失業なども問題として取上げられねばならないように考えられる。殊に高年者の就業が問題になっている現在では、これをめくわけにはゆかないであろう。

こんな一見うるさいことをいわないでも、日常の家計に臨時ないし特別の支出を要求する問題を考え、それらの問題にどう対処するかを考えるのだということではよいではないかともいえそうであるが、しかし、老後生活の不安といった場合は経済的な生活をどうするかだけでなく、経済生活の基礎にある経

済活動をするための肉体的、精神的な働く能力の問題がある。このような人間の基本的な生命(力)——働く能力との関係における経済生活の不安は、まさに基本的な対策として個人的家族的にも、社会的とくに国家的にも考えられなければならない性質の問題である。それに対して、風水害や地震などによる住居その他への被害は主として経済的なものだといつてよいであろう。もちろん、それらによる死傷被害は前者に入れて考えなければならぬ。

それ故、この小論でいろいろな場合の「不時の災害」の不安、対処策を扱うことは無理なので、生命(力)あるいは働く能力を喪失、減退させられるという不時の事態の不安にどう対処するかという問題に限って述べることにしたい。例示的にあげれば、老齢だけでなく、女性の妊娠・出産・保育による一時的な働く能力の減退、労働災害・職業病(業務疾病)、私傷病、交通災害や公害などによる傷病、腐疾および死亡、それらによる一時的、永久的な働く能力の喪失、失業による一時的働く機会の喪失などによる不安とそれへの対処策について述べることにしたい。

前提条件としての正常な生活の維持、確立

老齢による働く能力の減退、妊娠・出産・保育による一時的な働く能力の減退と中断、労働災害・職業病(業務上疾病)、いわゆる私傷病および交通災害や公害その他による傷病ならびに腐疾、それらによる働く能力の一時的ないし永久的喪失、生計中心者の死亡による遺族の生活難、失業による生活難など生きるということに直接かかわる問題は、日本においてばかりでなく、各国において個人的、家庭的に対処しきれない重要な問題として社会的とくに国家的な保障の措置を必要とされるとして運動が進められ、社会保障の諸制度として戦後著しい発展がみられた。

わが国においても国際的な影響を受けて、憲法に国民の権利として保障され、各種の制度が法律によって成立した。このような国家的な保障の措置がより一層充実されなければならないことは広く一般的に認められている通りである。それに対して私は議論をさしはさむものではないし、その拡充を強く望むものであるが、それ故にこそ制度の拡充のみに目をうばわれてはいけないということをいわなければならない。例えば、病人がどんどんするような状態にしておいて、医療保障の制度を拡充しろといっても医療保障制度は確立され得るものではない。真の確立をはかろうとすれば、傷病者になるべく出ないように対する対策が同時に行なわれることが必要だからである。

第2表 栄養欠陥に起因する身体症候発率 (1962年)

	男	女
健康者	83.4	76.2
貧血	16.6	23.8
角化症	1.4	2.6
毛孔性	3.5	3.0
けん反	2.1	4.3
ひ腹筋	8.0	10.3
浮腫	3.7	5.4
	0.9	4.2

資料一厚生省公衆衛生課

「国民栄養調査」

注) 単位: %

第1表 栄養摂取状況 (1962年)

	調査結果	目標値
熱量 cal	2,080.2	2,212.0
蛋白質 g	70.4	73.3
動物性/植物性蛋白質%	38.8	
脂肪 g	28.3	31.3
カルシウム mg	402.0	477.0
ビタミンA IV	1,327.0	2,070.0
" B ₁ mg	1.10	1.14
" B ₂ mg	0.77	0.85
" C mg	75.0	104.0

資料一厚生省公衆衛生局

「国民栄養調査」

注) 目標値は栄養審議会設定

このことについてもう少し具体的にふれておいた方がよいように思われる。健康維持の基礎の一つである栄養摂取状況は第一表の通りで栄養審議会によって設定された目標値を全ての点で下回っていて、第2表にみられるように栄養欠陥に起因すると考えられる有症者の比率は男子で一六・六%、女子ではなんと二三・八%に達している。このような状況はここ数年間の現象で、現在においても改善されていないようである。ここで詳しく傷病を多発させている実状

についてふれるわけにはゆかないが、労働者の労働災害・職業病なども多いし、また機械・装置の自動体系の発達によって神経系統の著しい疲労を蓄積させ、活力を減退させている。交通災害や公害なども激しく、死傷病者を増大させている。このように死傷病者が多発せしめられている状況では一定の限度がある医療保障制度では受け止め得ず破綻を余儀なくされる。しかも、悪いことには死傷病の多発と生活悪化とは悪循環をもたらす関係にあり、社会的なおよび個人的な対応策をより一層難しいものに追い込んでしまっているのである。

老後生活の不安についても同じようなことがいえる。昭和四〇年の平均寿命は男子で六七・七三歳、女子で七二・九五歳に達し、西欧並みになってきたといわれる。これは昭和四〇年に生まれた子供が平均して何歳まで生きられるかという推定値であるから現在の年輩者には直接関係はないが、だんだん寿命が長くなってきている。年輩者が何歳まで生きられるかを示す平均余命の方を見ると、現在五〇歳の男子は平均して二三年弱、女子では同じく二七年弱生きられ、六〇歳では同じく男子一五年強、女子一八年強生きられるという推定値になっている。五〇歳に達した男子はこれから平均して二三年間も生きるのだということは率直に言って大変だなという感じが先にたつのである。五五歳から六〇歳くらいまでの年齢での定年制とからみあって不安な気持ちをより深くさせる。寿命が長くなるにつれて高齢人口の比率が高くなっていく。

人口問題研究所の推計によると、昭和四〇年では六五歳以上人口の総人口に占める比率は六・三%であるが、昭和五〇年には八・一%、昭和六〇年には約一割になる。また、同研究所の一世帯当たりの平均人員についての推計によると、昭和三〇年では五人(四・九七人)であったのが、昭和四二年現在では四人(三・九七人)で、昭和五〇年には三・五三人まで平均世帯人員が減少するとなっている。このようにみてくると、高齢者の問題は総人口との関係においても、世帯との関係においても、大きな問題としてのしかかることになりそうである。

以上のような形においてなが生きるといふことは、長命が不安としてではなく喜びとしてであるような生き方を真剣に考える必要がある。それは従来いわれてきたような老後生活と違ったことではなく、精神的、肉体的に働く能力を持続させて、働くということが考えられなければならないであろう。このようなことをいふと、現在でも中高年層者が余剰化しているのに、そんなことは机上の空論ではないかといわれそうであるが、労働時間を全体的に短縮するなどの方法をもって、働く能力のある高年齢者にもその能力に応じて働く場を配分してゆくことが必要になっているのである。働く能力をもつ高年齢者が存在し、働くことを必要とするという事態の変化があることを率直に認め、理窟としてではなく、事実の変化として対応する考えをもたねばならないであろう。もし、働くということとを抜きにして、個人的な、また社会的

な対応策をたてるのだとすれば、生産性の向上による社会的な意味での「老齢」の繰り下げとなが生きとで「老齢」期間は延長され、到底対応策が求められないということになる。

なお、老後問題について見落してならないことは婦人へのしわ寄せが大きいことである。前述のように女性の方が平均寿命で約五歳、五〇歳とか六〇歳での平均余命年数でいっても三、四年長いのであるし、それと夫婦の年齢差が五年前後あるということからして、婦人は未亡人としての老後生活が一般的に加わってくるからである。未亡人になる婦人は高齢婦人ばかりではなく、二〇歳代、三〇歳代でも多くみられ、扶養しなければならぬ子供をかかえての未亡人が一〇〇万人を越えているのであるから、婦人の老後問題と未亡人問題とは複雑にからみあつて、難しい問題をもっている。

このように老後問題においても老後になってからの対応策をどうするかだけでなく、高年齢まで働き得る能力を維持しながら、働く能力の減退に対してどう対応策を考えるかということにならないければ、老齢保障制度は機能を十分発揮しない。

以上、傷病や老齢の場合を例にとつて、不時の事態への不安、それへのそなへは正常な生活の確立をぬきにしては対応策は成立しないであろうということを述べてきたのであるが、正常な生活の確立ということは、わが国の現状を考えた場合、なまじい問題ではない。というのは、自動車や各種の家庭電気器具類が家庭生活

にとり入れられ、衣服なども一見美しくなつていて生活水準が高くなつたようにみえるのであるが、先に示したように生活の基礎をなす栄養摂取状況は必要量以下であり、生活の本拠である住宅事情なども著しく悪い。このように、生活が構造的にゆがんだ悪さをもっている。この点については国民生活白書などにおいても指摘されだしてきているのであるが、その構造的ゆがみが深刻な問題をもっていることを付け加えておく必要があるように思われる。

上述のような外面的な生活部面と基礎的な生活部面とのゆがみの間に、子供をつくることをさしひかえることによる子供の扶養費の節減が異常な形をとつて進行しているのである。優生保護法による届出人工妊娠中絶件数と出生数との関係にそのことが端的に現象しているように思われる。すなわち、昭和二四年における届出人工妊娠中絶件数は二四六、一〇四件で出生数は二、六九六、六三八人であつたが、前者は年々増加して二八年には一、〇六八、〇六六件になり、出生数は年々減少して一、八八八、〇四〇人に低下した。そして、その後三六年まで中絶件数は一一〇万件前後を維持し、出生数も一六〇万人前後となつてゐる。昭和三七年から一〇〇万件をわり、三九年では八七八、七四八件となつてゐる。「厚生白書」によると届け出られない人工妊娠中絶件数が届出数と同数くらいあるということなので、実際の中絶件数は出生数を上回っていることになる。このような中絶の多くは経済的理由によるものであるから、まさ

に子供（胎児）を殺すことによつて子供の扶養費を節減しているといういまわしい事態が生活構造のゆがみの底にあることを考えねばならない。胎児を犠牲にし母体を傷つけての生活への対応と生活構造のゆがみとは切り離しては考えられないのであり、このようなことからすれば老後その他への基本的な対応策として、正常な生活を確立することこそ重要であるといつても、その難しさが容易でないことを理解しておかねばならない。それは単に経済的な消費生活を是正することに止まらず、戦後つくられた消費生活の価値観の是正に及ぶであろう。

このような基本的な生活上のゆがみの是正は個々人の努力によつただけでは到底不可能であり、勤労大衆自身の側の運動によつて支えられ、国の勤労者生活への考え方、経済政策、社会政策が国民生活の構造的歪みを是正するような形のものに変えられることを必要とする。

生活の仕方、考え方を變えて

以上のように、老後その他死傷病、妊娠・出産・保育、死亡、失業などに対する個人的ないし国家的な前提的な対策がとられたとしても、それらが勤労者生活をおびやかす度合は決して弱まらない性質のものである。それ故国家的対応策としての社会保障の拡充が積極的に推進されなければならないことは歴史的にも明かである。社会保障の制度として、どのような制度が必要であり、わが国の現行諸制度にはどのような問題があるかをここでいちいち指摘する紙数

をもたないので、外国では問題にされているが、わが国では余り注目されていない社会保障の管理、運営についてふれるに止める。

社会保障の諸制度は国家的な制度として作られているが、それらの管理・運営は被保険者により自主的に管理、運営されなければ、勤労者の死傷病、老齢、失業などの事故、起伏に対する保障の措置として実際効果をもちえないのである。

わが国の制度の管理・運営は主として政府と使用者とによって行なわれてきたので、それらもつ重要さが十分理解されない場合が多いのであるが、ILO出版の「講座社会保障」においても次のように述べられている。

「ビスマルクの社会保険立法は、……疾病・年金保険の制度を管理するために設けられた機関は、提出者の代表によって運営されるべきことを規定している。これと同じような原則は、その後も引き続いて他のヨーロッパ諸国の社会保険制度で採用された。」

「提出者の代表が参加している機関が最も活動的、効果的で広汎に広がっているのは、疾病保険の管理である。ILOの疾病保険（工業と農業）に関する一九二七年の二つの条約は、この部門における自治の原則の確立と被保険者による運営への参加という主張が一般に承認されている実現を反映したものである。」

「社会保険のどのような部門であれ、大部分の制度のもとでは、被保険者と使用者の両代表で構成する機関にはそれぞれ同数の代表が参加す

るわけだが、最近の立法では被保険者の代表の数が大きくなる傾向がみられる。代表は拠出金に対して比例的でなければならぬという原則はドイツでさえその根拠を失っているものであつて、多くの家族手当保険制度では、被保険者は拠出しなくても、運営に参加している。」

以上のように、被保険者による管理運営の方向が歴史の歩みとして進んでいることを指摘している。ところが、わが国では特別国民健康保険組合の場合を除き、組合管掌の健康保険ですら事業主側による管理・運営が行なわれ、全ての制度を通じて行政官庁の指導・統制が強く行なわれている。これでは被保険者の制度に対する関心を引き起こさず、また実状にそくした制度の運用、改善も期し難い。どのように老後生活、傷病、妊娠・出産・保育、失業などが保障されるのかということが具体的に被保険者に理解されていたときはじめてそれらの制度を計算に入れての日常生活の仕方が考えられ、また生活が行なわれる。具体的理解なしには、社会保障の諸制度の存在も、生活の一施策に役立てられるに止まり、新しい生活の仕方を作りだして行くような質的な生活向上に役立つものには到底なりえないであろう。

このような生活の仕方を質的に変化させるような生活向上対策としての社会保障の諸制度が作られない限り、運動としてもそのようなものが意図されない限り、国民の積極的関心を引き起こしえない。そればかりでなく、実際の日常生活の中では、老後や不時の支出にそなえるた

めに生活を切りつめて、従来通りの貯金と保険にたよるといふ生活が行なわれる。貯金すること、生命保険などに加入することには一定の意味があり、社会保障の諸制度が十分なものになりにくい中ではそれらの手段を実際問題として利用せざるをえない。しかし、生活必需物資や料金関係を中心とした物価騰貴が大きいという条件下では貯金や保険などはマイナス的效果しかもたない。殊に長期の掛金をする老後のための保険などの場合は気休め的なものになりかねない。しかも、勤労者の場合、貯金や保険掛金は日常生活を切り下げて行なわれるという一般の性質をもっているから、前項で述べた老後や傷病などへのそなえは日常生活を確立しておくことが必要であるということと矛盾することになる。この矛盾した関係をなくすることはできないから、生活の基礎的部面を確保し、生活の外面的な部面で調整するようにしなければならぬ。このような生活の仕方にかかわることは個々の家庭の努力だけでは大きな限界にぶつからざるをえないし、生活の向上ではなく生活の切りつめになつてしまふ場合が多い。

以上述べてきたことを要約すれば、老後その他の生活上の事故への備えは日常生活の充実の中にその出発点があり、社会保障の諸制度の拡充を自主的管理・運営という形において展開し、それを通じて新しい生活の仕方を作りだす勤労者の側からする自主的、民主的運動に支えられる必要があると考える。

勤労者家庭と社会保障 <対談>

高橋 武

(ILO東京事務局)

島田とみ子

(朝日新聞社調査研究室)

◇勤労者家庭の特質について

高橋 今日の話は、勤労者家庭と社会保障、とくに老後と不時にそなえるための問題ですが、最初に勤労者家庭の特質という点から始めてはどうですか。

島田

こ

で勤労者家庭という

のは、職員

層も労働者

層も含ん

だ、賃金や

給料によっ

て生活して

いる家庭全

部を言うの

だと思いま

すが、そう

いう家庭の

特質をまず

考えて、そ

れに対して

社会保障が

どうなっ

ているか、ど

うあるべき

かについて

考えてい

くわけです

ね。

高橋

そ

うですね。勤労者家庭というのは、ふだんは賃金、給料で生活していて、老後や不時の際の不安に対する処置は社会保障あるいはそれに関連する制度によっている。最近、労働省でいわゆる勤労者の財産づくりということを言い出しているが、これはとくに老後の問題に関連がある。もっとも、これは社会保障ではないが……。

島田 勤労者家庭では、夫の賃金によって生活していますが、日本では二重構造とか三重構造とか言われて、企業の規模によっておん賃金に格差があります。それから戦前ほどではないにしても



職員と労働者の間にも賃金格差がある。それに最低賃金制ができていないためにとくに中小企業の賃金が低い。こういうことが勤労者家庭の生活をかなり圧迫する原因になっていると思うのです。

高橋 それだけに、社会保障や、それに類似する企業が行なう労務管理、あるいは地域や団体によって支えられるいろいろな処置というものの意義が大きくな

るわけですね。ところで、まず老後という言葉の意味が必ずしも明確ではないのですが、この言葉でまず思い出すのは、一つは定年の問題です。それからもう一つはほんとうの意味の老後で、この二つのことが含まれています。

定年というのは法律で定めているわけではないが、実際問題として、日本ではこれを決めている企業が多い。これは、終身雇用と年功序列制という大企業で支配的に行なわれている雇用の身分制度的なものと、賃金体系の二つの問題がからみ合って、なかなか改善されません。したがって大部分の場合、とくに大企業では、五十五歳という、老後とは言えない年齢で退職せざるを得ないわけですね。

*定年後の問題点

そこで、定年退職にともなって、当然大きな問題が起こってくる。一つは退職後の就職問題。また、場合によっては住宅を要しなければならぬこともあるでしょうし、さらに、再就職できたとしても給与は多分、前より低くなるでしょう。しかも子供の教育費の点でも、いちばん教育盛りの年頃の子供を持っている年齢ですから、これは大問題です。この場合、一応あてにできるのは退職金ですが、退職金はほんとうの老後時を狙いとして設けられたものにもかかわらず、その前になくなってしまうケースが多い。そこで老後は社会保障に期待をかけるということになるのだと思います。

島田 最近、定年制の延長を始めた企業も少しありますね。しかし、それも五十七歳か八歳ぐらいですから、厚生年金が支給されるまでの間をどうするか。

高橋 私はまず、現在行なわれている定年は、決して老後を意味しないという事実をはっきりふまえる必要があると思うのです。ほんとうの意味での老後との間には約十年の期間があるから、その間の処置が必要である。処置として最も自然なのは再び働くことです。今の世の中では働くことによって安定感が得られます。あるいはそれが新しい生活の出発になるかもしれません。これは直接社会保障と結びつかないが、勤労者家庭の後半期にとって、非常に大きな問題です。労働省でも中高年層の就職対策を始めています。勤労者にとっても、当然重要な問題ですが、勤労者にとっていかに大きな問題は、退職後の十年間の生活を支える再就職の問題だと思います。しかし、先ほども申しましたように、住宅や子供の教育費など出費はむしろ多いのに、再就職の給料は低くなる場合が多いから、そういう場合の準備を政府なり、勤労者本人なり、とくに主婦は考えておく必要がある。また企業や労働組合がこの問題をどう考えるか。一応問題点として、こういうことがあるわけです。

*不時におこる諸問題

もう一つのテーマ——不時の場合に対する備えについては、老齢問題に比べれば割合に処置されていると言えますね。

中でも病氣に対しては国民皆保険ということ、普通の勤労者家庭はもちろん、その他の人にも国民健康保険がある。最近近は交通事故や労働災害など、新しい問題が起ってきていますが、労働災害には一応労災保険がある。いま労災保険では、通勤途上の事故をどう扱うかということが、大きな問題になっています。それから失業者には失業保険があるが、現在には昔に比べれば一般的に失業は非常に減っていますが、いわゆる斜陽産業では、失業が集中的に出るという現象があります。その典型的なものが石炭産業ですが、このように失業にしても前と形が変わってきたという点に注意する必要があります。ともかく失業すると、再就職できても新しい生活に転換すること、大きな苦労があると思います。

島田 石炭産業で失業した人たちのために雇用促進事業団が住宅を建てて住ませ、技能習得期間中は手当が出るというように、非常にうまくやっているようですが、実際に団地に行ってみると、家族の人たちにはいろいろな不満があるらしい。国としていふん石炭の失業対策にお金を注ぎ込んでいますが、個人個人としてはいろいろ問題が残っているという感じがですね。

高橋 今の例からみても、社会保障なり、国の政策なりには限界がある。とすると、どこまでも主体は本人で、本人やその家庭を取巻くプライベートな組織――

日本の社会保障の現状は

*老齢年金の二つの意味



高橋 今のお話でもわかるように、社

会保障については、国の制度からみた場合と、本人なり家庭なりの立場からみた場合と、この両面から見る必要があります。まず、日本の社会保障制度として、老後のためにどういうものがあるか。

島田 まず年金ですね。これは大きく分けて、被用者を対象とする厚生年金保険と地域住民を対象とする国民年金保険とがありますが、それらがどういう状態にあるか。そこに問題があると思います。

高橋 被用者年金と国民年金があつて日本のすべての人の老後なり、あるいは廃疾とか、世帯主が死亡した場合の遺族

への措置は、一応数年前から、制度的にはできた。また医療についてはすでに国民皆保険になっている。しかし、その中身はどうであるかという点について、少し深くふれる必要があると思います。

島田 被用者の厚生年金は本人が一万円、国民年金は夫婦合わせて一万円ですが、それをもらう頃に、はたして貨幣価値が現在と同じ購買力を持つかどうかかわりませんね。

高橋 それに、今の一万円年金というのは制度上のことで、現実には、老齢の方が一万円を支給されているかという点、そうではない。この点をはっきりさせる必要がある。いま厚生年金をもらっている人は十五、六万ぐらいだと思いますが、その人たちの年金額は一万円に達していません。改正前は平均三千五百円でしたが、今でも現実には六千五百円か七千円ぐらいだと思います。というのは、一万年年金というのは、今日の状態で二十年間拠出したらそうなるということですから、多分、島田さんが言われたように、年金をもらう頃になると通貨価値が下がるということになるだろうと思います。

ここで一つの大事な問題は、老齢年金の持つ二つの意味を明確にする必要があるということです。一つは、「将来、老後に年金がもらえる」という約束で、これはたしかに、ある程度将来への不安が解消するから、意味がある。もう一つ

は、いま現に老齢に達している方たちが年金をもらう生活を保障されているかどうかという点です。この二つを区別して考える必要がある。実はこの二つのうち、後者のほうが大きな問題なのです。

これには今までの社会保障のあり方が大きく関係してきますが、昭和三十四年にできた国民年金法の場合には、その当時すでにいわゆる無拠出の福祉年金というものをおおむね差上げていたもので、これに対して将来の老齢者には拠出年金制度を設けて、一拠にこの二つの問題を措置したのが、この国民年金法なのです。

厚生年金制度は戦時中にできた関係もあって、将来の保障ということに重点があつたから、現に老齢である方に対する年金ということは考えられていなかったのです。それで現在、厚生年金制度による老齢年金を支給されている方はまことに少ない。これは、厚生年金制度というものが、まだ本来の任務を果たしていない、あるいは成熟状態にないということ、この点が最も大きな問題です。

島田 日本の年金は積立式で、長年積み立てたものが将来給付されるという形ですが、イギリスのような付加方式もありますね。つまり現在の生産人口が現在の老人を養うという形ですね。私は、ああいう形のほうが合理的だと思つたのです。そうすれば、現在の老人の問題は解決できるんじゃないでしょうか。

高橋 理論的に割り切つて言えば、た

しかにそのとおりですが、そういう考え方が普及するまでには大分時間があると、思います。そういうふうにするためにはやはり、ある特殊な、時代的な背景がいります。殆どの国が最初は、年金保険という形で出発しています。保険という意味が多分に作用していて、中でも老齢年金というのはいちばん貯蓄的な性格のもので、それが第一時世界大戦や世界恐慌、それから第二次世界大戦というような政治的な大事件を契機にして、だんだん老齢者の問題が緊急事になってきたので、将来まで待てないというところから、そういう経緯を経た国ほど、現在、いわゆる付加式という方式をとっているわけです。日本の場合、敗戦という大事件がありました、終戦直後は、みんなが生きるために死にもの狂いの時代だったから、老人への配慮という点が欠けていた。というより、終戦後の数年間は厚生年金は全く存在意義を失っていたという状態でした。そして昭和二十九年に現在のやり方に再編成され、さらに昨年にわゆる一万円年金になり、給付内容が相当改善されたわけです。そこで現在の問題は、厚生年金の本来の機能——将来の老齢時の保障ではなく、現に老齢にある人々の保障を早く実現すること、つまり早くこの制度を成熟化させるということです。

*家族手当制度の強化が必要

つきに、不時の際のそなえという意味

での社会保障の種類については先ほども挙げましたが、もう少し細かくみてみますと、労災保険は昨年から非常に改善されました。失業問題については、特殊な失業に対する処置は政府も大いにやっています、低所得者層のためのいわゆる失対事業も三十八年に大きく改正されました。

ここで、社会保障の問題で大きく残されているのは、家族手当じゃないでしょうか。日本の勤労者世帯にとって家族手当制度があるかないかは、とくに子供を持つ世帯の生活水準に相当影響があると思います。最近、賃金問題で、賃金格差が問題にされていますが、これは企業の規模によるものが大部分で、とくに零細企業の人たちには、賃金の中の一部としての家族手当というものがあまり普及していないし、あっても非常に微々たるものです。日本の現状は、賃金というものが企業の支払能力や労働の需給関係に全く左右されている。別なことで言えば、生活給的なファクターが非常に少ない。もちろん賃金に生活給的ファクターを入れることのよしあしについては学者の間に異論があるが、賃金というものは一面、労働生活の糧ですから、当然食える賃金というのが一つの原則だと思っています。会社側から言えば能率本位の賃金という二つのファクターがあるが、現在のようない賃金の決め方では、どうしても子供の存在が賃金水準に反映しない。そこ

で、これを外から考えていくことが、社会保障としての家族手当だと思います。

厚生省関係の中央児童福祉審議会が、三、四年前から児童手当という名前で研究を始めて三十九年に報告を出しました。この制度の採用を、厚生省も熱心に主張しています。もし児童手当制度が採用されれば、賃金格差を縮めるのに役立つと思います。とくに失業者の場合は、家族手当制度によって、相当恩恵をこうむるでしょう。いずれにしても、この制度は日本の社会保障制度の中でいちばん欠けている点だと思います。

島田 厚生省の昭和三十九年の案では、国と企業が拠出して、企業としては従来家族手当を排除するということでしたけれども、いずれにしてもベストハンドで作って、すべての国民に出すということにしないと、企業が主導力を握った場合には、失業者が家族手当がいかないということになりかねません。

高橋 社会保障制度として考えると、児童手当の場合には、当然その恩恵を受ける対象が最も大きな問題だと思っています。理論的に言えば、いちばん困っている人を対象にしなければならぬ、今までの例を見ても、必ずしもそうではなくて、五人未満の零細企業は被用者保険から排除されて、一般の地域保険に入るようになっていく。しかし、そういう過去の大きな欠陥は今回の児童手当法の場合には許されなくなると思いますよ。した

がってこれは、企業の外側に設けることが絶対条件ではないでしょうか。

*退職金および退職年金について

また老齢の問題に戻りますが、社会保障で現在あまり処置されていないし、老後のためにあまり役立っていないということで、企業や組合、あるいは従業員本人から最近だいたい重視されてきたものに退職金がありますので、この問題に少し触れてみたいと思います。

島田 今、厚生年金の給与比例部分を企業年金で肩代りして、五千円の基礎部分に上積みするということが問題になっていますね。去年出た試案では、企業が三割以上プラスしなければならぬというところだったと思いますが、現状を見ますと、企業年金を実施しているところと退職一時金だけを支給しているところ、それから両方を併用しているところと、三種類に分かれているようですが、一番多いのは併用している事業所のように聞かれています。

高橋 退職金のもつ意味は少なくとも二つあると思います。一つは会社が決める定年年齢でやめる場合のもので、それは、会社側では功労報償的なものと考えているようですが、組合側は賃金の老後払いと言っている。一度退職して、新しく就職する場合、生活の変化から生ずる余分な出費や、生計上の変動などにそなえるための生活保障的な意味合いをもっている。それに、定年後すぐ再就職でき

るとは限らないから、再就職までの期間の失業給付的なファクターももっていると思います。

もう一つは、退職金の年金化の問題です。これは、退職金をすべて老後の保障的なものにしようという一般的空気が一つ、これは会社側の事情ですが、終身雇用によって途中でやめる人がなくなり、ある時期がくると、定年退職者がどつと固まって出ることになるから、その時、一時金を一度に支払わなければならぬということから、それを年金化する一つのファクターです。

ところが、これを厚生年金で処理したという考えが企業側に出てきた。厚生年金の本人の拠出した額に比例する給与比例部分は、企業で支払う退職年金とその性格が似ているところから、昨年の厚生年金の改正にあたって、経営者側は日経連を中心にして、会社の退職年金で厚生年金の給与比例部分の代用をするという、いわゆる調整案を出して来たのです。これに対して組合は反対しましたが、結局実現することになりました。

それでは、どういう条件で調整案を許すかという点、先ほど島田さんの言われたように、改正された厚生年金の給与比例部分より少なくとも三割以上うわ回ったものでなければいけない、そして規模千人以上の事業場に限定するという条件がついていますが、これは非常に大きな問題

で、社会保障研究家の大部分の人は必ずしも好意的ではないのです。

ここで一つ注意すべきことは、今日では社会保障に対する見方が、今までの見方とだんだん変わってきたということだと思います。端的に言いますと、「ピバリッジ・レポート（一九四二年）」によれば、社会保障が保障すべきものは、いわゆるナショナルミニマム（国民最低生活費）である。それ以上は各人の努力、あるいは自分たちのグループ、組合などによって補うべきで、国家は介入すべきでない、という考え方ですが、第二次世界大戦後の考え方は認められていません。二〇世紀後半になると、最低生活を保障すればいい、ということでは、すまなくなってきた。そこに、厚生年金と調整年金との関係が考えられる理由があるのではないかと思います。それはともかく、国民の社会保障に対する期待はますます大きくなっていくと言えそうです。

企業が行なう退職年金も法律である程度認められた以上、それは社会保障的なものになったと見ていいわけで、これは非常に大きな問題です。しかし老後の保障は国の決めた制度だけで行なうという考え方は是正する必要がある。これは国もやる、本人も努力する、また、企業、労働組合などもその一翼を担うというのが今日のあり方です。ですから、今までのように「公私」というふうに二つに分割し

てしまうことは疑問だと思ふのです。

島田 そういふ調整年金的な考え方はイギリスやアメリカや西ドイツなどにもあって、企業年金が行なわれておりますね。というのは結局、年金はナショナルミニマムで非常に低いから、それでは生活保障にならないからでしょう。一つには、戦後の繁栄がさらに欲望を大きくしているといえますか、そういう傾向が、私の読んだ範囲では、福祉国家といわれる国でみられるのです。

高橋 これは非常に大きな問題だと私が言いましたのは、従来の最低限の保障だけではすまなくて、プラスアルファ的なものが必要になってきたことは、いい悪いは別として事実としてある。

そこで問題が二つあります。一つは、最低保障というものが現に全体に行なわれた上でなら話はわかるということ、第二点は、そうした前提のもとにプラスアルファを含む広い社会保障、つまり相当裕福なものにまで国の恩恵が及ぶのはいいが、これに便乗する連中が少なくないということですね。ロンドン大学のテイトマスという先生が「福祉国家論」という論文の中で批判しているのですが、イギリスが福祉国家になって、たしかに貧乏人はいなくなっただろうが、誰がいちばん得したかという点、それは上層階級だ、と言っています。

島田 中産階級ではないのですか。
高橋 中産階級よりもむしろ上層階級

だということを指摘した。それはどの国でも、ある程度言えることで、中産階級のプラスになるかどうかについては、大きく見ると疑問なのです。つまり端的に言うと、社会保障というのは中産階級の犠牲において行なわれるというのが今までの傾向ではないか。これは大きな研究課題ですね。

島田 すると、所得の再配分は、巧く行なわれなかったということですか。

* 社会保障の考え方——連帯性

そこで、中産階級という呼び方が問題だと思ふのです。中産階級の中でも子供のない人はよけいに取られているでしょうし、子供がたくさんある人は多分受け取り勘定になっているかもしれません。ですから社会保障というものは、誰が金を出したかというようなのが究極的に問題にされなくなると、伸びるものではないか。自分が出したのだから自分に返ってくる、という考え方が支配する限り、やはり保険的積立方式になるわけです。もともと社会保障というものは、そういう意味で社会の連帯です。連帯というのは経済概念じゃない。社会保障であまり経済的なものを貫くと、保険的傾向が強くなる。必要に応じて給付するということにすれば、誰が出したかということとは評定すべきではない。そこが賃金と全く違う。賃金は働きに応じてもらうのが正しいとされているから、すぐれた経済的な等価交換というのが原則だと思

います。社会保障においては、原則として等価交換ではない。

島田 オーストラリアの社会保障は、そういう考え方を現実に出していますね。社会保障は全部確立していますが、給付の場合は、ミンズテスト(資産調査)があつて、必要な者だけに老齢・廃疾・寡婦年金などを支給します。家族手当や妊娠手当は一般の公的サービスです。ミンズテストは日本のようにきびしいものでなく、家を持っていたりも宝物を持っていたりもいい。財産と収入を見るので、所有品は除外されています。

*戦後の社会保障の特徴とその推進力としての労働組合の活動

高橋 戦後の社会保障で特徴的なことは、医療が非常に重視されたこと、戦前にはあまり考えられなかった家族手当ということが社会保障として出てきたこと、それからもう一つは、国民皆年金と言われるように老後保障の問題が大きく取上げられたこと、この三つの点だと思います。これを日本の場合でみますと、日本で社会保障を進めるいちばん大きい勢力は国民の世論だと思います。これは戦後の憲法における生存権の思想が大きなファクターになったと思います。今までは厚生省や労働省などの官僚が社会保障の推進に努力してきましたが、これからは民間の力で進めていかなければいけないと思います。とくに組織的な力として大きく作用すべきものは労働組合では

ないかと思いますが、日本人の場合はその面での活動が弱いように思うのです。たとえば老後の問題にしても、なぜ日本の労組は退職金制度に熱心で、厚生年金問題を放置した傾向にあったか。私は、日本の労働組合の組織の基盤が、企業内の労働者に限られていて、退職者や失業者を含んでいないことによるものだと思います。退職者は一般社会の単なる市民としてしか扱われていませんし、社会保障の恩恵を蒙るこれらの人々には社会的勢力もないし、発言する場も持たないという点に大きな問題がある。そういうものを部分的に補っているのは、婦人団体などの活動だと思っています。

島田 北欧で社会保障が進んだ背景は労働組合が単一組織であることと政権が社会民主党義であること、それから労働党の力が強いことを挙げていましたが、組合が単一組織で全国的に組織されていることが大きい力だと思っています。日本で社会保障が進まないのは、一つには、日本人にはまだ、権利意識が未発達だからじゃないでしょうか。それから私は、社会保障というのは政治がやるものだと思うのです。なぜなら、家族手当の給付が非常によくなったというときは、必ず選挙があるときです。

高橋 たしかに国民年金ができたのは三十三年の選挙があったときですね。

島田 英国の場合でも、社会保障制度が前進したのは、労働党が政権をとった

とき、あるいは保守党であっても選挙のあったときです。こういう点からみて社会保障は、日本でも、政治家が本腰にならないう限り、なかなか進まないのではないのでしょうか。

高橋 それを否定するわけではありませんが、私の考えはちょっとニュアンスが違ふのです。社会保障が成立する過程には多分政治論争があるでしょうが、政治的なものに左右されたのでは、依存的なものになってしまいます。だから社会保障が確立するという状態は、恐らく資金的にも、人の面でも、政治から独立した独自の存在でなければならぬと思います。そういう点では、日本の場合、まだ社会保障の形成過程にあるといっているでしょう。

◇今後の課題について

高橋 日本もすでに被用者といわれる人たちが就業人口の中で六五%を突破して、賃金生活家庭が圧倒的なウェイトを占めています。そういう人たちは別に財産を持っているのではなく、給与によって生活しているのですから、社会保障とか企業の退職年金などで生活せざるを得ない立場の人たちです。こうなると、保守党であれ、革新政党であれ、当然こういう問題を処理せざるを得ないことになるでしょう。だから結論として言いたいことは、これは政府だけの問題でもないし、もろん企業だけの問題でもない。勤

労者自身も、組合も、家庭の主婦も、自分たちの老後のことや不時の際のそなえについて、考えなければならぬ。そして、それらがみなばらばらにやるのではなく、ある程度体系的なものでなくてはいいかと思っています。

島田 最後になりましたが、日本にも寡婦年金というのが一応ありますが、非常に少ないと思うのですが。

高橋 それに関連して、社会保障における婦人の問題というのがありますね。

島田 ビバリッジ報告では、既婚婦人の社会保障における地位という題名で書かれています。結婚して勤めを離れたら、主婦となって家庭にとどまる婦人のリスクの第一の防壁は、夫の収入である。また、夫が死んだ場合には直接生活難がふりかかってくる。だから社会保障では婦人の問題について考えるべきだということを書いてあります。イギリスでは既婚婦人には無拠出の健康保険と老齢年金があります。日本で婦人の社会保障における地位がそれだけ取出して考えられていないのは、やはり家族制度の残滓があるからでしょうか。

高橋 それもあるでしょうが、むしろ今までの取上げ方が、国家政策という点から問題を見てきたためではないでしょうか。もちろん意識の問題、先入感というものもあるでしょう。こういう面の充実ということも、今後の緊急な課題でしょうね。

ライフサイクルと生活構造の変化

岡田 政子

(国民生活研究所)

ここで言うライフサイクルとは、世帯が形成されてから発展し、分離・消滅に至る過程が一定の周期をもつて次の世代に受継がれ、交代していく家族循環を指す。

一般に代表的なライフサイクルのパターンとして二〇代後半で結婚を契機に世帯を形成して世帯主となり、間もなく相次ぐ子供の誕生による世帯拡大の時期を迎え、続いて子供の教育、成長の期に入り、五〇代に至って子供の就職、結婚による転出、やがて世帯主の退職等の生活段階を経て、老後の生活へと至るケースが考えられる。

人口現象の変化を反映して、ライフサイクルの各段階で世帯構造は大きく変動する。そこには核世帯から複合世帯へ、或いは母子世帯、高齢者世帯へとその類型は常に変化する可能性をもつ。一方、消費生活の面では、これらの世帯構造やそれぞれの生活段階の変化にともなって、世帯の経済行動が決定されると考えられる。とすれば、人間の社会経済的行動を生産という時間の変遷の中で、しかも動態的にその変動パターンと法則性を追跡しようとする試みは、生活構造の究明の上で、より有効な方法となりうるに違いない。

本稿では、昭和四〇年一月に実施された国民生活研究所の「家計におけるライフサイクルの実態に関する調査」*を中心として、家計行動の面からその実態と問題点を指摘したい。

* 東京二三区および武蔵野、三鷹の両市に居住する普通世帯一、九四五世帯を対象としたもので、回収一、四一六票、有効一、四〇四票(九三・七%)であった。

I 世帯構造の変化

まず、ライフサイクルの基本とも言うべき世帯の形成と発展についての既述を述べると、全世帯の世帯主の平均結婚年齢は二七・四歳で、二五〜二九歳で結婚したものが五一%を占めている。とくに戦争の影響のある四〇〜四四歳では三〇代で結婚したものの割合が他の年齢層に比べてかなり高いことが特徴的である。

世帯主になった年齢の平均は二八・八歳で若年層では結婚によるものが多く、高年齢層では「前世帯主の死亡・老齢」「親との別居」が多く、戦後の世代交代の契機の違いを示している。

第一子(長子)の誕生時の平均年齢は二九・三歳で四〇%のものが二五〜二九歳で第一子の出生をみており、三九歳までにほとんどのものが末子の出生を完了している。

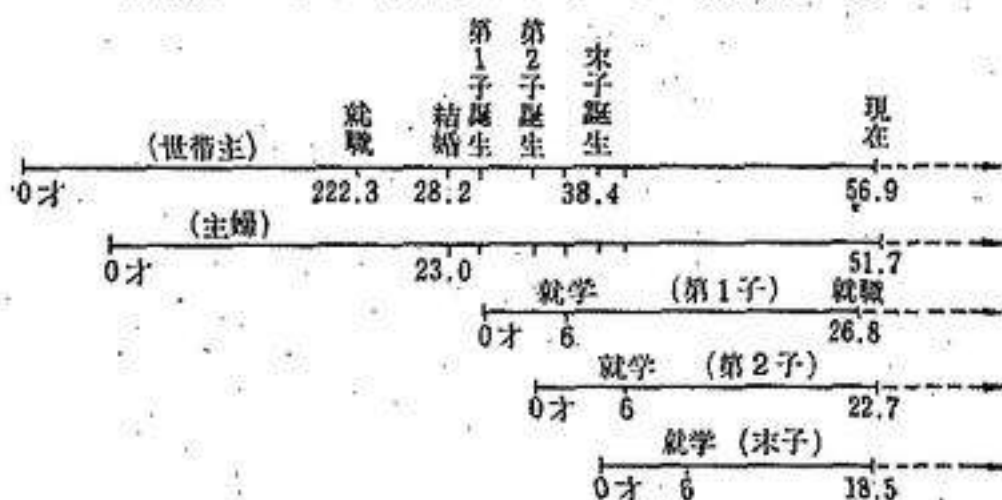
世帯人員の平均は四・一七人で、三〜四人世帯が四九%を占めている。核世帯(夫婦および未婚の子供のいる世帯)では三・八四人となっている。出生子供数は平均二・二人で高年齢層ほど多く六〇〜六四歳で三・四五人である。

世帯類型別では、核世帯は六九%、親と同居の世帯は一一・四%である。とくに勤労者世帯である職員および労働者の核世帯は七五〜八〇%を占めているのに対し、農林業では二七%にすぎない。

平均的人生として二五〜二九歳で結婚し、子供の増加と成長の時期を経て、五〜五九歳をピークとして子供の転出による世帯の縮小が始まる。その理由として息子の就職は二〇〜二四歳、結婚は二五〜二九歳が最も多く、娘の結婚は二〇〜二四歳が最も多くなっている。

結婚を起点として子供の出生・成長・結婚、やがて世帯主の老齢期といったライフサイクルのパターンを特に五〇〜五九歳についてとり上げてみると第1図のようになる。

第1図 ライフサイクルのパターン (50代の平均)



II 稼得構造および消費構造の変化

世帯主の社会経済行動を決定する要素として(1)世帯の発展にともなう世帯構造(世帯構成・類型・年齢・有業人員等)の変化がもたらすライフサイクル的要素(内在的)と、(2)その世帯が属する時代や制度によって規定される歴史的要素とが考えられる。

これらの二つの説明要素を包括する有効な方法論については、現在なお検討の段階にあるが、ここでは世帯主年齢の変

化をその代表的な指標とみる。

世帯とは同一の家計を営む集団であり、かつ扶養を共同とする集団である。したがって、ライフサイクルにおける稼得構造の変化とは、世帯主を中心とする世帯内での扶養と被扶養の関係の時間的な追跡に他ならない。

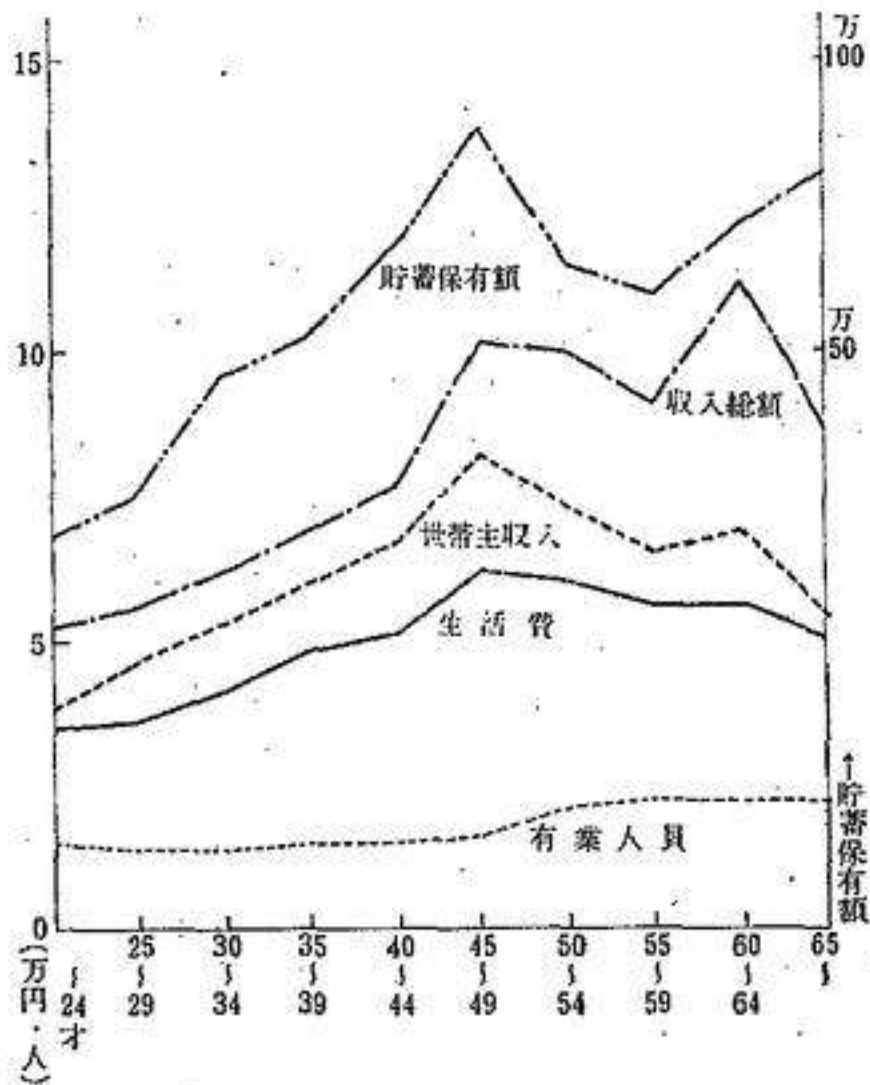
年齢による稼得能力の差は各人の持つ自然的な能力はもとより教育・熟練・経験等の社会的訓練によっても異なる。生涯を通じての所得の変化を調査結果からみると、若年層ほど低く、年齢の高まりとともに上昇し、四〇代後半の働き盛りの時期においてピークとなり、以後高齢化するにつれて再び減少するという明瞭なパターンを示している。とくにわが国の賃金体系は、定年退職時までには勤続年数とともに上昇する年功序列の体系が支配的であることも大きく影響していると考えられる。世帯主の稼得能力が最大となる四〇代後半までは子供の増加、成長の時期であって、むしろ有業者の増加が少ないため、扶養負担は世帯主収入に大きく依存する。したがって収入総額に占める世帯主収入の割合も高い。四〇代後半からは子供の就職による有業人員の増加がみられ、子供の転出・結婚等によって世帯人員はむしろ減少に向かう。世帯主収入も下降するが、有業人員の増加と子供の年齢の進行による稼得能力の増大によって補われるため、収入総額は六〇代前半まで上昇している(第2図・第1

第1表 世帯主年齢別収入と支出

単位(人・万円)

年 齢	世帯主 人員数	有業 人員数	収入 総額	世帯主 収入	生活費	貯蓄 保有額
平 均	4.17	1.72	8.2	6.3	5.1	61
~ 24歳	2.47	1.53	5.2	3.8	3.5	18
25 ~ 29	2.99	1.37	5.6	4.6	3.6	27
30 ~ 34	3.63	1.40	6.2	5.3	4.1	46
35 ~ 39	4.22	1.47	6.9	6.0	4.8	53
40 ~ 44	4.39	1.50	7.7	6.7	5.1	70
45 ~ 49	4.58	1.58	10.2	8.2	6.2	89
50 ~ 54	4.91	2.10	10.0	7.3	6.0	65
55 ~ 59	4.44	2.20	9.1	6.5	5.6	60
60 ~ 64	4.39	2.18	11.2	6.9	5.6	72
65 ~	4.12	2.22	8.6	5.4	5.0	81

第2図 世帯主年齢別収入と支出



表。一方、消費構造は、当然のことながら、これらの稼得構造および世帯構造に大きく規定されることになる。

職業別に家計の変化をみると、世帯人員・有業人員とも最も多いのは農林業で、六・六人に対し二・七人、ついで個人経営者の四・四人に対し二・一人である。世帯人員の最も少ないのはその他の三・六人、無職の三・七人で、労務者・職員ではともに三・九人である。有業人員では職員の二・四人が最も少ない。収入総額および世

帯収入が最も高いのは個人経営者の一三万円、一・一・三万円、ついで法人経営者の一〇・九万円、九・七万円である。これに対し収入総額の最も少ないのは労務者の五・五万円、ついで無職の五・八万円、世帯主収入については無職の一・八万円が最低で、ついで労務者の四・一八万円である。無職、その他の世帯においては有業率がかかなり高いにもかかわらず所得水準は低い。とくに無職の世帯では生活費が世帯主収入を上回り、その他の世帯では両者はほぼ等しい。労務者世帯の場合、僅かながら世帯主収入が生活費を上回っている。しかし、個人経営者・法人経営者・自由業では、その差がかなり大きく世帯主収入の生活費に対する割合は世帯主の家計維持力を示すもので、これらの世帯ではかなり余裕のある家計だといえることができる。

Ⅲ ライフサイクルと最大支出

最近五か年間に於いて各世帯が支出した最も大きな額の支出としてあげられたものの項目と金額をみると、項目では、①住宅の権利金、住宅の増改築等の住宅関係、②耐久消費財、③子供の誕生、教育等の子供に関する支出が大きな比重を占めている。

年齢別では二〇〜三〇代では「住宅の権利金」、「子供の誕生」、「耐久消費財」に支出する世帯が多く、四〇〜五〇代では「耐久消費財」、「子供の教育」につい

さまざま昭和三十九年厚生省の「厚生行政基礎調査」によれば、常用勤労者世帯の六〇・一％が核世帯である。世帯の小規模化、核世帯の増加によって世帯の老齢者の扶養機能は弱まり、老後の扶養問題は今後一層個人的に解決困難なものとして社会的解決が必要となる。

まず本調査から同居・別居の問題をとりあげてみよう。

核世帯は六九％、親と同居する世帯が一・四％である。職業別からみると両親と同居している世帯は商人・職人、職員層に多いが、片親と同居の世帯は職員・労務者層に多い。親と同居の理由としては「親と暮らすのは当然」六二・一％、「親が希望するから」三一・八％を主な理由としてあげている。若年層ほど核世帯の割合が高い。複合世帯で両親と子供夫婦の同居の世帯は六〇歳以上に多く、片親と子供夫婦の場合三三・四九歳に多い。前者の世帯主は親であり、後者の世帯主は子供である場合が多い。

同居あるいは別居の理由として若い層では経済上、住宅上の理由をあげている者が多く、これらの条件が整えば、別居を望むものが多いと考えられる。

老後の生活を個人的解決としてどのように考えているであろうか。「老後の生活設計」を考えているもの八四・一％、「考えていない」もの一三・二％、不明二・七％である。年齢的には四〇代、五〇代で考えているものの比率が高く九〇

％前後となっている。

その内容をみると「働けるだけ働く」が一番多く、全体の七三・五％を占めている。健全な社会生活を営む限り働く意欲をもっているのはむしろ当然のことと言えよう。ついで「貯蓄や退職金で生活する」二九・九％、「子供の世話になる」二〇・〇％が多く、「生活扶助を受ける」〇・三％、「郷里に帰って農業をする」一・一％、「養老院に入る」四・四％はいずれもごく僅かである。

「子供の世話になる」と答えている者は若年層ほど少なく、四〇代から年齢が高くなるにつれて増加している。特に六〇歳以上では三〇％を超えている。「働けるだけ働きたい」という希望とともに一方では老齢化が進むにつれて、働きたくとも働けなくなった後のことを考えれば、「子供の世話になる」ことは最後に頼りうるものとしての期待であり、これらの年齢ではすでになんとか頼りうるほど子供が成長しているという現実的見通しもあるものと考えられる。若年層では将来の問題として、また、現実直面する五〇代で実現の可能性を含めて考えているものと思われる。

職業別からみると「子供の世話になる」は農林業で一番高く五四・五％、ついで無職の三九・一％、その他で二九・四％である。比較的少ないのが職員の二・五％、法人経営者の一四・五％である。「働けるだけ働く」というのはどの

職業でも高い割合を占めている。「貯金や退職金をもとに生活する」では職員四四・七％、法人経営者三八・七％で高く、個人経営者、その他ではゼロである。「貯金や退職金で商売する」では職員一六・八％、法人経営者で二・一％と、ここでは退職金などのまとまった収入のある職業で高くなっている。「財産で生活する」では農林業で八一・八％で一番高く、法人経営者で三七・一％、ついで個人経営者、自由業といずれも貯蓄保有額の高い職業に多い。一方「恩給や年金で生活する」では職員二・一％、労務者七・二％で、ともに恩給や年金制度のある勤労者層で高い。

個人経営者、法人経営者、自由業者では「財産で生活する」割合が三〇％を超え、その他の世帯では「養老院に入る」が一・一・八％で他と比べてかなり高く、無職の世帯では「子供の世話」になるが他と比較して高い点も特徴的である。具体的な生活設計とはいずれも個人的に解決しようというものがほとんどである。「働けるだけ働く」という背後には自分の稼働能力の問題があり、一方六五歳を過ぎてもなお働かざるを得ない現状である。しかも、高齢者を受け入れる職がないというきびしい現実がある。

確かに家族制度は形式上はなくなったが、社会保障の不十分な現状で最後に頼むのは肉親であり、成長した子供である。しかし、一般的すう勢としては、先

にも述べたように世帯の増加と小規模化、核世帯化が進み、親との別居がふえ、その結果、今後とも高齢者世帯が増加する傾向にある。

頼みとされる子供の側からすれば本調査でみると二〇代、三〇代の若年層では収入水準も低く、結婚によって新世帯を形成し、次代の新たなライフサイクルが展開されることになれば、子供は自分達の生活を支えることに追われる。子供が精神的な頼みとはなり得ても、経済的な支えとなりうるかどうか問題である。次に貯蓄や財産で生活しようという考え方があがるが、世帯主の稼働期に得られた所得から、一定の生活水準を保持しながら働けなくなった老後を心配なく営むだけの貯蓄や資産を生み出すことができるかどうかという問題がある。さらに身寄りもなく、身体の不自由な状態に至っては個人的な解決にゆだねることは不可能といわざるを得ない。高齢者人口が一割に迫りつつある現在、老人対策にもっと社会的、国家的な立場から総合的な解決策が打出されるべきであろう。

それでは老後の生活のための福祉制度として何を望んでいるか。最も多いのは「老齢年金制度の改善」三八・九％、ついで「老人でも働ける仕事」二〇・三％、「老人の健康管理のための制度」一六・七％、「無料老人ホーム」一一・九％、「老人の休養施設」八・五％がその主なものである。

労働者家族の福祉をたかめるために

労働者が心身ともに健康で働き、その家庭生活を支え、幸福の基礎を保って、家庭が豊に発展していくことは、その家庭のみならず、近代社会発展のうえから重要な課題となるものです。

労働省では、労働福祉の一環として、労働者家族の福祉をたかめるための運動を毎年続けていますが、今年も次の要領で来る一〇月一五日から一〇日間この運動を全国的に実施し、関係者の参加をすすめることとしました。

さらにこの運動と平行して、昭和三七年から五か年の計画をもって、労働者家庭消費生活向上運動を行なっています。

これは、労働者家庭のもっている経済的社会的な特質——たとえば、収入が非弾力的である、子供に伝えるべき家業をもたない、不測の事故による収入途絶の不安が大きい、定年退職をするなど——にたがって労働者家庭の消費生活をととのえ、その安定と向上をはかるよう勧奨援助することを趣旨とするもので、本年は一〇月の労働者家族福祉運動を機として第五年度に入り、五年度のテーマ「老後および不測の際にそなえて生活を設計する」にそって、年間の活動をすすめていく予定です。

労働者家族福祉運動実施要領

一 趣 旨

労働者家族の福祉を増進することは、労働福祉の見地からも、また日本経済の発展のうえからも重要な意義をもつものであるところから、事業主・労働者ならびに労働者家族の主婦、及び関係機関・団体等の労働者家族福祉についての関心と理解を喚起し、その目的のための活動が、自主的かつ積極的に進められるよう促すために、本運動を全国的に行なう。

二 期 間

昭和四〇年一〇月一五日～二四日（二日間）

三 重 点

① 労働者家族問題の重要性について認識を深め、その福祉増進のために必要な活動が、積極的に行なわれるよう促す。

② 労働者家庭消費生活向上運動（本年は五年度）の趣旨等について、周知を図る。

③ 上記の労働者家庭消費生活向上運動の五年度テーマに即して、労働者家庭の主婦が生活設計を行なうよう促すと同時に、事業主その他関係機関・団体等が、具体的な方策を検討するよう勧奨する。

奨励する。

五年度テーマ「老後および不測の際にそなえて生活を設計する」

④ 事業内ホームヘルプ制度について、事業主・労働者・関係機関・団体・その他社会一般の関心をたかめ、事業主に對し本制度の導入を勧奨して、従業員家庭に對する家事援助が行なわれるよう促す。

四 実施事項

① 労働省の行なうこと

○労働者家族の福祉増進の重要性に関する広報活動

○労働者家庭消費生活向上運動に関する特別啓発・広報活動

○労働者家庭消費生活向上会議の開催

○その他、地方事情に即したものの資料の作成と配布

② 事業主・労働者・労働者家族等の組織、及び関係機関・団体等の自主的活動を期待するもの

○労働者家族の福祉に関する調査・研究・懇談・講演等

○労働者の老後および不測の際の問題に関する調査・研究・懇談・講演等

五 資 料

① 労働者家庭消費生活向上運動のしおり

② 労働者家庭の消費生活水準に関する意識調査結果速報（四〇年度、老後および不測の際の問題について）

③ リーフレット No. 88 事業内ホー

ムヘルプ制度のおすすめ

④ 「婦人と年少者」九号（労働者家族の現状）ほか、五年度テーマに関する特集

労働者家庭消費生活向上運動推進要綱

一 趣 旨

労働者家庭における生活水準の質的向上のためには、その消費生活の内容が世帯成員の心身の安定、労働力の再生産、次代の育成、文化的活動の遂行等の諸機能を十分に発揮しうるような、均衡のとれた状態となることが必要である。

そのためには、経済的・社会的各種の施策が進められなければならないが、同時に、労働者家庭自体の、生活向上のための自主的な活動と、関係各方面の、そのための援助活動が積極的に進められることが望まれる。

ここにおいて、労働者家庭の消費生活向上のための広範な活動を促進し、その福祉を増進することを目的として、長期的な運動を実施する。

二 運動推進の方法

① 五か年の期間をもって運動を行ない、その各年ごとに年次テーマを設け、それに沿って運動を進める。

② 事業主・労働者・労働者家族等の組織をはじめ関係機関・団体等と呼びかけ、その協力を得て、中央及び地方各

県に「勤労者家庭消費生活向上会議」を設け、運動推進の母体とする。

三 運動のねらい

「均衡のとれた消費生活の実現」

四 運動の年次テーマ

初年度「健康の増進のために、消費生活をととのえる」

二年度「子どもの教育の充実のために、消費生活をととのえる」

三年度「文化・教養の充足のために、消費生活をととのえる」

四年度「家族の情緒的安定のために、消費生活をととのえる」

五年度「老後および不時にそなえて生活設計する」

五 運動の期間
昭和三十七年一〇月より、昭和四二年九月にいたる五年間とする。
各年度は、一〇月に始まり、翌年九月に終わるものとする。

- 六 主唱機関 労働省
- 七 協力・参加を求める対象
 - 事業主、労働者、労働者家庭の主婦
 - 事業主団体、労働組合、労働者家族の団体
 - 消費者団体、その他関係団体
 - 関係官公庁
- 八 実施事項
 - 労働省の行なうこと
 - ① 勤労者家庭消費生活向上会議の開催

- ② 調査の実施（婦人少年室を通じて行なう）
- ③ 特別啓発活動の実施（毎年一〇月、労働者家族福祉運動期間中に行なう）
- 勤労者家庭消費生活向上に関する啓発、広報活動
- 消費生活向上運動参加者の実績発表会
- その他
 - ④ 労働者家庭生活技術指導モデル地区における生活技術指導援助
 - ⑤ 資料の作成、配布

- ① 勤労者家庭の消費生活に関する実情の調査・研究・懇談等
- ② 勤労者家庭の主婦の生活技術をはかるための指導・援助
- 九 資料
 - ① パンフレット
 - ② 年次テーマに関する調査資料
 - ③ 「婦人と年少者」九号

農村出稼家庭相談業務の実施について

婦人課

このたび婦人問題相談業務の一環として「農村出稼家庭相談業務」を実施することになった。内容は、農村出稼家庭の婦人に対して相談活動を行なうとともに、特に、出稼家庭問題の主因とみられる出稼者と留守家族との意思疎通の問題について、カード方式による連絡体制の強化を図ろうとするものである。

農村出稼家庭問題相談業務実施要領

一 趣旨

近年、日本経済の構造的変化に伴い著

問題の展開をみている。特に、世帯主や後継者を中心とする出稼者の増加は、留守家族に深刻な影響を及ぼし、主婦の過労はもとより、子女の教育、家族の人間関係等の面においても種々の問題を生じており、また長期間の出稼きによって夫婦、親子の間に意思疎通の欠如を招くことも少なくない。

このような現状にかんがみ、このたび婦人問題相談業務の一環として、更に、農村出稼家庭問題相談業務を一層強力に推進し、出稼家庭の主婦等の当面する問

しく変動をとげつつある農村社会においては、婦人問題の領域においても新たな

二 業務の運営

(1) この業務は各婦人少年室において行なう。

(2) 農村地域担当婦人少年室協働員は、婦人少年室長の指示のもとに、担当地域内の出稼家庭の把握につとめ、相談を受け、問題解決のための措置を講ずる等、担当地域内において婦人少年室の相談業務を援助する。

(3) 婦人少年室婦人問題相談員は、婦人少年室長の指示をうけて、相談に関する事務を援助する。

三 相談の内容

農村出稼家庭における主婦の過労の問題、家庭内の人間関係の問題、子女の教育の問題、就業問題、及び出稼者と留守家族の意思疎通の問題等各般の婦人問題とする。

四 相談の方法

- (1) 相談の受理
 - イ 本人の申出
 - ロ 親族、第三者の申出
 - ハ 戸別訪問による受理
 - ニ 公共職業安定所その他関係機関からの連絡
- (2) 措置

相談内容に応じ、問題解決のため次の（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（14）（15）（16）（17）（18）（19）（20）（21）（22）（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）（30）（31）（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）（40）（41）（42）（43）（44）（45）（46）（47）（48）（49）（50）（51）（52）（53）（54）（55）（56）（57）（58）（59）（60）（61）（62）（63）（64）（65）（66）（67）（68）（69）（70）（71）（72）（73）（74）（75）（76）（77）（78）（79）（80）（81）（82）（83）（84）（85）（86）（87）（88）（89）（90）（91）（92）（93）（94）（95）（96）（97）（98）（99）（100）（101）（102）（103）（104）（105）（106）（107）（108）（109）（110）（111）（112）（113）（114）（115）（116）（117）（118）（119）（120）（121）（122）（123）（124）（125）（126）（127）（128）（129）（130）（131）（132）（133）（134）（135）（136）（137）（138）（139）（140）（141）（142）（143）（144）（145）（146）（147）（148）（149）（150）（151）（152）（153）（154）（155）（156）（157）（158）（159）（160）（161）（162）（163）（164）（165）（166）（167）（168）（169）（170）（171）（172）（173）（174）（175）（176）（177）（178）（179）（180）（181）（182）（183）（184）（185）（186）（187）（188）（189）（190）（191）（192）（193）（194）（195）（196）（197）（198）（199）（200）（201）（202）（203）（204）（205）（206）（207）（208）（209）（210）（211）（212）（213）（214）（215）（216）（217）（218）（219）（220）（221）（222）（223）（224）（225）（226）（227）（228）（229）（230）（231）（232）（233）（234）（235）（236）（237）（238）（239）（240）（241）（242）（243）（244）（245）（246）（247）（248）（249）（250）（251）（252）（253）（254）（255）（256）（257）（258）（259）（260）（261）（262）（263）（264）（265）（266）（267）（268）（269）（270）（271）（272）（273）（274）（275）（276）（277）（278）（279）（280）（281）（282）（283）（284）（285）（286）（287）（288）（289）（290）（291）（292）（293）（294）（295）（296）（297）（298）（299）（300）（301）（302）（303）（304）（305）（306）（307）（308）（309）（310）（311）（312）（313）（314）（315）（316）（317）（318）（319）（320）（321）（322）（323）（324）（325）（326）（327）（328）（329）（330）（331）（332）（333）（334）（335）（336）（337）（338）（339）（340）（341）（342）（343）（344）（345）（346）（347）（348）（349）（350）（351）（352）（353）（354）（355）（356）（357）（358）（359）（360）（361）（362）（363）（364）（365）（366）（367）（368）（369）（370）（371）（372）（373）（374）（375）（376）（377）（378）（379）（380）（381）（382）（383）（384）（385）（386）（387）（388）（389）（390）（391）（392）（393）（394）（395）（396）（397）（398）（399）（400）（401）（402）（403）（404）（405）（406）（407）（408）（409）（410）（411）（412）（413）（414）（415）（416）（417）（418）（419）（420）（421）（422）（423）（424）（425）（426）（427）（428）（429）（430）（431）（432）（433）（434）（435）（436）（437）（438）（439）（440）（441）（442）（443）（444）（445）（446）（447）（448）（449）（450）（451）（452）（453）（454）（455）（456）（457）（458）（459）（460）（461）（462）（463）（464）（465）（466）（467）（468）（469）（470）（471）（472）（473）（474）（475）（476）（477）（478）（479）（480）（481）（482）（483）（484）（485）（486）（487）（488）（489）（490）（491）（492）（493）（494）（495）（496）（497）（498）（499）（500）（501）（502）（503）（504）（505）（506）（507）（508）（509）（510）（511）（512）（513）（514）（515）（516）（517）（518）（519）（520）（521）（522）（523）（524）（525）（526）（527）（528）（529）（530）（531）（532）（533）（534）（535）（536）（537）（538）（539）（540）（541）（542）（543）（544）（545）（546）（547）（548）（549）（550）（551）（552）（553）（554）（555）（556）（557）（558）（559）（560）（561）（562）（563）（564）（565）（566）（567）（568）（569）（570）（571）（572）（573）（574）（575）（576）（577）（578）（579）（580）（581）（582）（583）（584）（585）（586）（587）（588）（589）（590）（591）（592）（593）（594）（595）（596）（597）（598）（599）（600）（601）（602）（603）（604）（605）（606）（607）（608）（609）（610）（611）（612）（613）（614）（615）（616）（617）（618）（619）（620）（621）（622）（623）（624）（625）（626）（627）（628）（629）（630）（631）（632）（633）（634）（635）（636）（637）（638）（639）（640）（641）（642）（643）（644）（645）（646）（647）（648）（649）（650）（651）（652）（653）（654）（655）（656）（657）（658）（659）（660）（661）（662）（663）（664）（665）（666）（667）（668）（669）（670）（671）（672）（673）（674）（675）（676）（677）（678）（679）（680）（681）（682）（683）（684）（685）（686）（687）（688）（689）（690）（691）（692）（693）（694）（695）（696）（697）（698）（699）（700）（701）（702）（703）（704）（705）（706）（707）（708）（709）（710）（711）（712）（713）（714）（715）（716）（717）（718）（719）（720）（721）（722）（723）（724）（725）（726）（727）（728）（729）（730）（731）（732）（733）（734）（735）（736）（737）（738）（739）（740）（741）（742）（743）（744）（745）（746）（747）（748）（749）（750）（751）（752）（753）（754）（755）（756）（757）（758）（759）（760）（761）（762）（763）（764）（765）（766）（767）（768）（769）（770）（771）（772）（773）（774）（775）（776）（777）（778）（779）（780）（781）（782）（783）（784）（785）（786）（787）（788）（789）（790）（791）（792）（793）（794）（795）（796）（797）（798）（799）（800）（801）（802）（803）（804）（805）（806）（807）（808）（809）（810）（811）（812）（813）（814）（815）（816）（817）（818）（819）（820）（821）（822）（823）（824）（825）（826）（827）（828）（829）（830）（831）（832）（833）（834）（835）（836）（837）（838）（839）（840）（841）（842）（843）（844）（845）（846）（847）（848）（849）（850）（851）（852）（853）（854）（855）（856）（857）（858）（859）（860）（861）（862）（863）（864）（865）（866）（867）（868）（869）（870）（871）（872）（873）（874）（875）（876）（877）（878）（879）（880）（881）（882）（883）（884）（885）（886）（887）（888）（889）（890）（891）（892）（893）（894）（895）（896）（897）（898）（899）（900）（901）（902）（903）（904）（905）（906）（907）（908）（909）（910）（911）（912）（913）（914）（915）（916）（917）（918）（919）（920）（921）（922）（923）（924）（925）（926）（927）（928）（929）（930）（931）（932）（933）（934）（935）（936）（937）（938）（939）（940）（941）（942）（943）（944）（945）（946）（947）（948）（949）（950）（951）（952）（953）（954）（955）（956）（957）（958）（959）（960）（961）（962）（963）（964）（965）（966）（967）（968）（969）（970）（971）（972）（973）（974）（975）（976）（977）（978）（979）（980）（981）（982）（983）（984）（985）（986）（987）（988）（989）（990）（991）（992）（993）（994）（995）（996）（997）（998）（999）（1000）（1001）（1002）（1003）（1004）（1005）（1006）（1007）（1008）（1009）（1010）（1011）（1012）（1013）（1014）（1015）（1016）（1017）（1018）（1019）（1020）（1021）（1022）（1023）（1024）（1025）（1026）（1027）（1028）（1029）（1030）（1031）（1032）（1033）（1034）（1035）（1036）（1037）（1038）（1039）（1040）（1041）（1042）（1043）（1044）（1045）（1046）（1047）（1048）（1049）（1050）（1051）（1052）（1053）（1054）（1055）（1056）（1057）（1058）（1059）（1060）（1061）（1062）（1063）（1064）（1065）（1066）（1067）（1068）（1069）（1070）（1071）（1072）（1073）（1074）（1075）（1076）（1077）（1078）（1079）（1080）（1081）（1082）（1083）（1084）（1085）（1086）（1087）（1088）（1089）（1090）（1091）（1092）（1093）（1094）（1095）（1096）（1097）（1098）（1099）（1100）（1101）（1102）（1103）（1104）（1105）（1106）（1107）（1108）（1109）（1110）（1111）（1112）（1113）（1114）（1115）（1116）（1117）（1118）（1119）（1120）（1121）（1122）（1123）（1124）（1125）（1126）（1127）（1128）（1129）（1130）（1131）（1132）（1133）（1134）（1135）（1136）（1137）（1138）（1139）（1140）（1141）（1142）（1143）（1144）（1145）（1146）（1147）（1148）（1149）（1150）（1151）（1152）（1153）（1154）（1155）（1156）（1157）（1158）（1159）（1160）（1161）（1162）（1163）（1164）（1165）（1166）（1167）（1168）（1169）（1170）（1171）（1172）（1173）（1174）（1175）（1176）（1177）（1178）（1179）（1180）（1181）（1182）（1183）（1184）（1185）（1186）（1187）（1188）（1189）（1190）（1191）（1192）（1193）（1194）（1195）（1196）（1197）（1198）（1199）（1200）（1201）（1202）（1203）（1204）（1205）（1206）（1207）（1208）（1209）（1210）（1211）（1212）（1213）（1214）（1215）（1216）（1217）（1218）（1219）（1220）（1221）（1222）（1223）（1224）（1225）（1226）（1227）（1228）（1229）（1230）（1231）（1232）（1233）（1234）（1235）（1236）（1237）（1238）（1239）（1240）（1241）（1242）（1243）（1244）（1245）（1246）（1247）（1248）（1249）（1250）（1251）（1252）（1253）（1254）（1255）（1256）（1257）（1258）（1259）（1260）（1261）（1262）（1263）（1264）（1265）（1266）（1267）（1268）（1269）（1270）（1271）（1272）（1273）（1274）（1275）（1276）（1277）（1278）（1279）（1280）（1281）（1282）（1283）（1284）（1285）（1286）（1287）（1288）（1289）（1290）（1291）（1292）（1293）（1294）（1295）（1296）（1297）（1298）（1299）（1300）（1301）（1302）（1303）（1304）（1305）（1306）（1307）（1308）（1309）（1310）（1311）（1312）（1313）（1314）（1315）（1316）（1317）（1318）（1319）（1320）（1321）（1322）（1323）（1324）（1325）（1326）（1327）（1328）（1329）（1330）（1331）（1332）（1333）（1334）（1335）（1336）（1337）（1338）（1339）（1340）（1341）（1342）（1343）（1344）（1345）（1346）（1347）（1348）（1349）（1350）（1351）（1352）（1353）（1354）（1355）（1356）（1357）（1358）（1359）（1360）（1361）（1362）（1363）（1364）（1365）（1366）（1367）（1368）（1369）（1370）（1371）（1372）（1373）（1374）（1375）（1376）（1377）（1378）（1379）（1380）（1381）（1382）（1383）（1384）（1385）（1386）（1387）（1388）（1389）（1390）（1391）（1392）（1393）（1394）（1395）（1396）（1397）（1398）（1399）（1400）（1401）（1402）（1403）（1404）（1405）（1406）（1407）（1408）（1409）（1410）（1411）（1412）（1413）（1414）（1415）（1416）（1417）（1418）（1419）（1420）（1421）（1422）（1423）（1424）（1425）（1426）（1427）（1428）（1429）（1430）（1431）（1432）（1433）（1434）（1435）（1436）（1437）（1438）（1439）（1440）（1441）（1442）（1443）（1444）（1445）（1446）（1447）（1448）（1449）（1450）（1451）（1452）（1453）（1454）（1455）（1456）（1457）（1458）（1459）（1460）（1461）（1462）（1463）（1464）（1465）（1466）（1467）（1468）（1469）（1470）（1471）（1472）（1473）（1474）（1475）（1476）（1477）（1478）（1479）（1480）（1481）（1482）（1483）（1484）（1485）（1486）（1487）（1488）（1489）（1490）（1491）（1492）（1493）（1494）（1495）（1496）（1497）（1498）（1499）（1500）（1501）（1502）（1503）（1504）（1505）（1506）（1507）（1508）（1509）（1510）（1511）（1512）（1513）（1514）（1515）（1516）（1517）（1518）（1519）（1520）（1521）（1522）（1523）（1524）（1525）（1526）（1527）（1528）（1529）（1530）（1531）（1532）（1533）（1534）（1535）（1536）（1537）（1538）（1539）（1540）（1541）（1542）（1543）（1544）（1545）（1546）（1547）（1548）（1549）（1550）（1551）（1552）（1553）（1554）（1555）（1556）（1557）（1558）（1559）（1560）（1561）（1562）（1563）（1564）（1565）（1566）（1567）（1568）（1569）（1570）（1571）（1572）（1573）（1574）（1575）（1576）（1577）（1578）（1579）（1580）（1581）（1582）（1583）（1584）（1585）（1586）（1587）（1588）（1589）（1590）（1591）（1592）（1593）（1594）（1595）（1596）（1597）（1598）（1599）（1600）（1601）（1602）（1603）（1604）（1605）（1606）（1607）（1608）（1609）（1610）（1611）（1612）（1613）（1614）（1615）（1616）（1617）（1618）（1619）（1620）（1621）（1622）（1623）（1624）（1625）（1626）（1627）（1628）（1629）（1630）（1631）（1632）（1633）（1634）（1635）（1636）（1637）（1638）（1639）（1640）（1641）（1642）（1643）（1644）（1645）（1646）（1647）（1648）（1649）（1650）（1651）（1652）（1653）（1654）（1655）（1656）（1657）（1658）（1659）（1660）（1661）（1662）（1663）（1664）（1665）（1666）（1667）（1668）（1669）（1670）（1671）（1672）（1673）（1674）（1675）（1676）（1677）（1678）（1679）（1680）（1681）（1682）（1683）（1684）（1685）（1686）（1687）（1688）（1689）（1690）（1691）（1692）（1693）（1694）（1695）（1696）（1697）（1698）（1699）（1700）（1701）（1702）（1703）（1704）（1705）（1706）（1707）（1708）（1709）（1710）（1711）（1712）（1713）（1714）（1715）（1716）（1717）（1718）（1719）（1720）（1721）（1722）（1723）（1724）（1725）（1726）（1727）（1728）（1729）（1730）（1731）（1732）（1733）（1734）（1735）（1736）（1737）（1738）（1739）（1740）（1741）（1742）（1743）（1744）（1745）（1746）（1747）（1748）（1749）（1750）（1751）（1752）（1753）（1754）（1755）（1756）（1757）（1758）（1759）（1760）（1761）（1762）（1763）（1764）（1765）（1766）（1767）（1768）（1769）（1770）（1771）（1772）（1773）（1774）（1775）（1776）（1777）（1778）（1779）（1780）（1781）（1782）（1783）（1784）（1785）（1786）（1787）（1788）（1789）（1790）（1791）（1792）（1793）（1794）（1795）（1796）（1797）（1798）（1799）（1800）（1801）（1802）（1803）（1804）（1805）（1806）（1807）（1808）（1809）（1810）（1811）（1812）（1813）（1814）（1815）（1816）（1817）（1818）（1819）（1820）（1821）（1822）（1823）（1824）（1825）（1826）（1827）（1828）（1829）（1830）（1831）（1832）（1833）（1834）（1835）（1836）（1837）（1838）（1839）（1840）（1841）（1842）（1843）（1844）（1845）（1846）（1847）（1848）（1849）（1850）（1851）（1852）（1853）（1854）（1855）（1856）（1857）（1858）（1859）（1860）（1861）（1862）（1863）（1864



勤労者家庭生活技術指導

モデル地区訪問

倉敷レイヨン岡山工場社宅

六月十九日、倉敷レイヨン岡山工場社宅主婦の方々の生活技術研究会に出席した。この社宅地区は、昭和四十一年五月から一年間、労働者の労働者家族福祉対策による生活技術指導モデル地区の一つとなっており、岡山婦人少年室の太田・菊池両専任協働員が出席して、毎月生活技術向上のための研究会が行なわれている。

工場は、国鉄岡山駅からバスで五〇分、岡山港に程近い位置にあり、従業員数二、六〇七人、ビニロンステープル、

実習風景（倉敷レイヨン岡山工場社宅）

大木協働員の説明の後、主婦が持参した日傘とレインコートの実習を行なう。家事上手になるために心がけたいこと（講義）

大木協働員

家庭生活を上手に運営するには、すべての人に平等に与えられた「時間」を大切に使うかどうかで大きな違いがでる、ということから、予定生活の重要性、予定生活を送るためのポイントや心がけについて具体例や本を引用してわかりやすく講義された。おしまいに、「全部実行できなくとも、心がけを持つことがまず大切です。私のような年齢のものでも一生懸命努力しているのですから、皆さん方もこれからでもぜひやってみてください」との愛情あふれる話しぶりに深くうなずく主婦も多く見受けられた。

3 夏の飲みものいろいろ（実習）

菊池協働員

プリントにある数種の夏の飲みものの作り方、コツなどの要点を簡単に説明した後、その一つである、クラレットポンチの実習。

最も人気のある料理実習だけに、主婦達が熱心に見守る中で、真白い割ぼう着をつけた菊池協働員が手際もあさやかにあらかじめ準備された、氷・ブドウ酒・砂糖・レモンのしぼり汁を大きな器でまぜあわせ、最後に冷やしたサイダーをまぜてでき上がり、途中夏の健康の留意点などおぼろげながらその間十分たらず。参加者全員がのどのかわきをおぼえていた時だけに効果は満点、一同試飲しながら、他の材料を使った場合はどうかなど、身近な問題だけに食生活全般についての質問や、今後の実習希望品目が出さ

年間計画（四一年五月～四二年四月）

4月	3月	2月	42年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	41年5月
閉講式	料理実習の後、総括めぐりパーティー	婦人週間について（講義）	法律について（講義）	子供の養育について（講義）	老後の問題についての話し合い	夜食のつくり方（実習）	人間関係について（講義）	手芸—アフガン編み（実習）	住について梅雨時の掃除・かたづけ（講義）	梅干・梅酒・らっきょう漬の作り方（講義）	子どものしつけについて（講義）
おやつ作り方（実習）	見学旅行（兵庫、生活科学館）	虫干し（講義）	しみ抜き、簡易クリーニング（実習）	老人の保護（講義）	手芸—七宝焼	家計簿の締めくり（実習）	来年の計画（講義・実習）	手作りのプレゼントの作り方（実習）	クリスマス・正月料理実習	憲法・民法・労働法等婦人に身近な法律について（講義）	子供の養育について（講義）
老後の問題についての話し合い	夜食のつくり方（実習）	人間関係について（講義）	手芸—アフガン編み（実習）	婦人週間について（講義）	料理実習の後、総括めぐりパーティー	閉講式					

れ、なごやかに終了した(十二時)。

働く主婦が多いためとかく集まりにくい、乳・幼児をもつ主婦のための託児所の問題、実習の時の設備が不十分など問題点もあるというのだが、南住宅婦人会長の「ぜひ会員の皆に喜ばれるようなものにしたい」という言葉からも、社宅婦人会の一つの自主的な活動となっていることが感じられ、今後の活動が大いに期待された。

働く主婦が多いことから、指導日は毎月第三日曜日があてられているが、指導にあたる専任協働員の努力も大きい。

三井金属鉱業三池製錬所社宅

六月二十日、福岡県大牟田市にある三井金属鉱業(株)三池製錬所の社宅主婦の方々の生活技術研究会に出席した。

大牟田市は、三井三池炭鉱・電気化学工業・東洋高圧工業など三井系事業場の集まっている地区で、三井金属鉱業(株)もその一つである。従業員数二、三四人、家族世帯数八二〇で、モデル地区の対象となっている主婦は現在約五十名である。倉敷レイヨン(株)同様、同社社宅においても、内職を含めて約半の主婦が働いているとのことである。

福岡婦人少年室では、昭和三十九年十月～四十一年十一月まで、特に二年間継続して生活技術指導を行なっているが、

会社側からモデル地区指定を希望してきているだけに、予算面その他、実施にあたって大きな協力を得ている。

運営にあたっては、次のような方法で行なっている。

・指導項目：主婦の希望項目及び消費生活向上運動実践地区として、今年度のテーマ「家族の情緒的安定のために消費生活をととのえる」とも関連させて作成した別表の年間計画表に基づいて行なっている。

・指導日：毎月二〇日(主婦の希望)

・会場：会社の厚生会館を利用。

・連絡員：年間を通じ三名の主婦があたっている。

当日は、朝から雨が降っていたにもかかわらず約四十名的主婦が集まり、定刻の十時から開始された。三十代が最も多いとのことであったが、二十代～五十代くらいまでの幅広い層の主婦が見受けられ、中には子供をつれた人もみえた。

世良専任協働員、会社の労務を担当している外園氏の同席のもとに、今回は西日本新聞社の論説委員であり婦人少年室協働員でもある加藤和氏を講師に迎えて、「消費生活における婦人の役わり」と題する講演会がもたれた。

分析によってわかりやすく説明された。つまり、物価高、経済界の不況、企業の倒産などきびしい経済情勢が家庭に端的に反映されている。

夫は産業界の激変の下にあって疲労度は増大し、家庭をかえりみる余裕を失ない、妻はそういう夫に対する不満や、物価高による実質収入低下などの不安が増大し、本来、親子、夫婦が愛情をみだしあう場であるはずの家庭が、情緒的に不安定なものとなりがちである。

このような現代の家庭における主婦の心構えとしては、きびしい情勢下で働いている夫の立場を理解すると共に、広告や流行の攻勢にまどわされず、自主的な生活を送ること、三無(無理、無駄、無知)を家庭から追放することこそ大切だということと話を終わった。

一同、終始熱心に耳を傾けていたが、特に物価上昇原因の究明など、身近な問題にうなずく主婦も多かった。

最後に質疑応答、次回の打合わせをして十時に終了した。

研究会開始以来一年以上経過したわけだが、当初は、設備その他すべての面で会社側の手がゆきとどいていたためか、主婦の側の自主性が乏しいように感じられたが、最近では、自主性が生まれ、それが生活の面まで現われてきており、現在では会社は側面からの援助にまわっているというのが、会社側の感想であった。モデル地区としての技術指導終了後

年間計画(四一年)

11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
こんだん会	労働者家族福祉運動に関したものの	社会性の涵養について	更年期について	人間関係 ・主婦の世代の違いからおくる社 ・宅内の人間関係について ・嫁・姑の問題について	時事解説 講義・質疑	子どものしつけ 働く婦人が増えて、残された子供のしつけ・教育について	婦人週間について ・趣旨と意義について ・テーマの解説とこんだん	料理実習	食生活のありかた	家計簿の研究

も、自主的な「家政研究グループ」として会をつづけていく意向がつよいとのことであった。

労働者家族の現状



本資料は、勤労者家庭消費生活向上運動の本年度テーマ「老後および不時の際」にそなえて生活設計する——に關連のある事項を重点的にとり上げながら最近の労働者家族の現状をとりまとめたものである。

すなわち、I「労働者世帯の動向」およびII「経済生活」において労働者家族の一般的な現状を紹介し、III「老後の生活」において定年問題を中心とした老後の実情をとり上げ、IV「不時の対策」において不時の対策の現況を社会保険等を中心に紹介した。

I 労働者世帯の動向

(1) 労働者世帯の増加

第一次産業就業者の減少と、第二次・第三次産業就業者の増加、および就業者の中に占める雇用者の比率の上昇等により、近年の就業構造の近代化と雇用構造の変化にともない、労働者を生計の中心とする労働者世帯の増加はいちじるしいものがある。

全世帯の中に占める労働者世帯の割合の推移を示したものが第1図(表紙2参照)である。昭和三十一年に全世帯の四四・九%、九〇〇万世帯であった労働者世帯(非農林業雇用者世帯)は、四〇年には一、五〇〇万世帯を超え、全世帯の五八%を占めるにいたった。一方、農林業世帯の全世帯に占める割合は二五・六%から一六%に減少している。

なお「就業構造基本調査」によって労働者世帯の分布状況をみると依然として既成工業地域に多く集中しているが、昭和三十一年に比し四〇年には千葉・富山・岐阜・岡山・長崎の各県では労働者世帯の比率が四〇%台から五〇%台を超えるにいたったほか、労働者世帯が過半数の五〇%以上を占める都道府県は一二から一七に広がっている。

昭和三十一年を境にしてわが国の家族規模は急激な減少がみられ、その後毎年縮小の傾向を示しているが、四〇年の調査では労働者世帯の平均世帯人員は三・四

第1表 世帯主の業態別平均世帯人員

	31年	37年	40年
	総数	一般世帯	一般世帯
総数	4.4人	3.9人	4.5人
非農林業雇用者世帯	3.9	3.5	4.1
農林業世帯	5.7	5.4	5.5

総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 総数には単身者世帯を含む

第2表「勤労世帯の女子労働力率の推移

年次	年齢区分					
	計	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳
昭和37年	35.7	38.6	46.3	34.0	37.2	18.1
38	35.7	35.1	46.0	34.6	38.2	19.2
39	35.6	30.0	46.2	35.2	39.2	20.9
40	36.0	28.9	46.2	35.6	41.6	22.8

総理府統計局「労働力調査特別集計」

く就業していないものが過半数の六七%を占めている。また一般世帯の平均世帯人員四・〇人のうち、平均有業人員は一・六人である。これを農林業世帯(業主・家族従業者・雇用者)の一五歳以上世帯員(世帯主を含む)のうち、不就業者三四%また平均世帯人員五・四人のうち平均有業人員二・九人に比べるとかなりの相違がみられる。

しかし、ここ数年来労働市場の変化などにともなう非就業層の労働力化が目立ち、なかでも女子の割合が大きいが、「労働力調査」によって労働者世帯の女子労働力率の推移をみると、昭和三十一年から四〇年にかけて三〇歳以上のものの労働力率の高まりが目立っている(第2表)。

II 経済生活

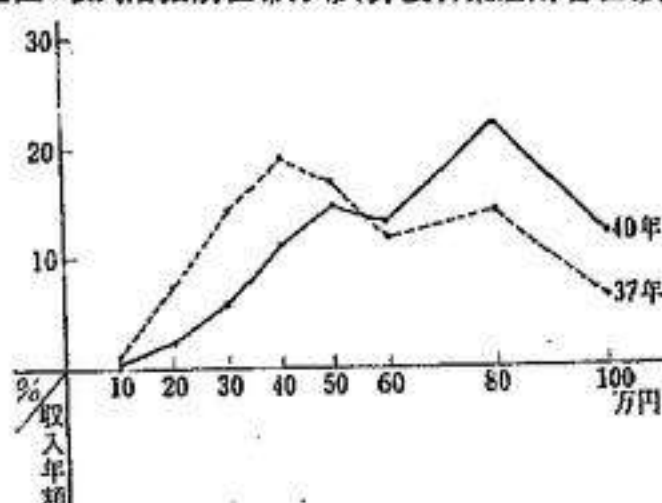
(1) 労働者世帯の収入と支出

ここ数年労働市場の変化を背景に、産業別には賃金の低い産業、規模別には中小企業、年齢別には若年労働者と、従来賃金水準の低かった層の賃金上昇がいち

第3表 勤労者世帯平均1か月間の実収入の推移
(人口5万以上の都市)

	30年	35	39	40
実収入	29,169	40,895	63,396	68,419
勤め先収入	27,080	38,185	58,941	63,813
世帯主収入	24,065	34,051	52,687	57,173
妻の収入	395	893	2,036	2,273
その他の世帯員収入	2,620	3,241	4,218	4,367
事業・内職収入	610	912	1,442	1,549
その他の実収入	1,479	1,798	3,013	3,057
可処分所得	25,896	37,708	58,104	62,340

第2図 収入階級別世帯分布(非農林業雇用者世帯)



総理府統計局 「就業構造基本調査」

第4表 勤労者世帯平均1か月間の消費支出の推移
(人口5万以上の都市)

	30年	35	39	40
消費支出	23,513	32,093	48,324	51,859
食料費	10,465	12,440	17,265	18,801
住居費	1,434	3,139	5,114	5,455
光熱費	1,185	1,552	2,129	2,327
被服費	2,861	3,934	5,719	5,874
雑費	7,568	11,028	18,097	19,402

総理府統計局 「家計調査」

「家計調査」によって収入階級別世帯分布の状況をみたものが第2図である。昭和三十七年に比べ四〇年には世帯の分布の山が収入の高い方に移動している。四〇年の平均世帯収入の分布をみると年額六〇万円から八〇万円未満が最も多く全体の三五%で、年額四〇万円から八〇万円未満が約半数を占めている。

「家計調査」によって労働者世帯の平均一か月間の収入と消費支出の状況をみたものが第3表および第4表である。長期的にみると収入は毎年着実に増加し、このような収入の増加を背景に消費支出も順調な伸びを示している。しかし、昭和四〇年の実収入は六八、四一九円で、三九年より七・九%増大しているが、三五年以降の毎年一〇%をこえる伸び率に比し最低の伸び率であった。また、社会保障費や税負担などの非消費支出が増大したため、非消費支出を差し引いた可処分所得は六二、三四〇円で、前年の七・三%増にとどまった。一方、消費者物価は四〇年に入って騰勢を強めたため、消費者物価の上昇分を差し引いた実質実収入は前年より〇・三%増加したにすぎず、実質可処分所得は三九年水準を〇・三%下まわっている。

第5表 世帯主年齢別収入構造
(人口5万以上の都市勤労者世帯)

世帯主年齢	実収入①	世帯主収入②	世帯主収入比率③	有業人員
~24歳	46,963	31,665	67.4	1.64
25~29	51,268	42,091	82.1	1.35
30~34	67,675	50,344	87.3	1.32
35~39	65,330	57,686	88.3	1.33
40~44	73,918	65,903	89.2	1.37
45~49	75,539	64,214	85.0	1.64
50~54	85,859	68,087	79.3	1.90
55~59	85,203	60,943	71.5	2.21
60~64	71,194	45,645	64.1	2.17
65歳~	58,895	38,697	65.7	1.85
平均	68,419	57,173	83.6	1.53

総理府統計局 「家計調査」(昭和40年)

注) ③……②/①×100

なお、世帯主年齢別の収入構造をみたものが第5表である。二九~三九歳層では有業人員がもっとも少なく世帯主収入比率が高い。四〇歳~五四歳層では有業人員が次第にふえ、世帯主収入比率がわずかながら低下傾向を示している。五五歳以上の層では世帯主が定年に達する世帯があらわれはじめ、世帯主収入が低下に転じている。

昭和四〇年の消費支出は五一、八五九円で、三九年より七・三%の増加となったが、三五年以降では最低の伸び率である。一方、消費者物価上昇分を差し引いた実質消費支出は三九年水準を〇・三%下まわっている。

た実質消費支出はいちじるしく停滞し、三九年より〇・三%下まわった。ちなみに消費の停滞は都市勤労者世帯に集中的にあらわれたもので、個人営業その他の世帯では好調に推移した。また、消費水準は三〇年代に毎年五%前後の安定した伸びをつづけていたが、四〇年には〇・二%増となり、一一年ぶりに保合の状態となった。

一方、家計バランスをみると、平均消費性向(消費支出の可処分所得に対する割合)は昭和三六年まで一貫した低下傾向を示していたのが、三七・三八年当時消費者物価の上昇で一時上昇したが、四〇年は実質所得の停滞にもかかわらず前年と同水準の八三・一%を維持した。これには三八年以降耐久消費財の普及などで消費内容の高度化が一段落したこと、そうした中で貯蓄意欲が根強く働くようになってきているという長期的背景も見逃がせない。黒字率も三九年並みの一五・三%の高水準を維持した。過去一〇年間の所得・消費・貯蓄の推移は第3図(表紙2参照)に示した通りである。

(2) 消費構造

消費水準の長期的な上昇過程のなかで、消費構造も次第に変化し、その主導的費目は食料

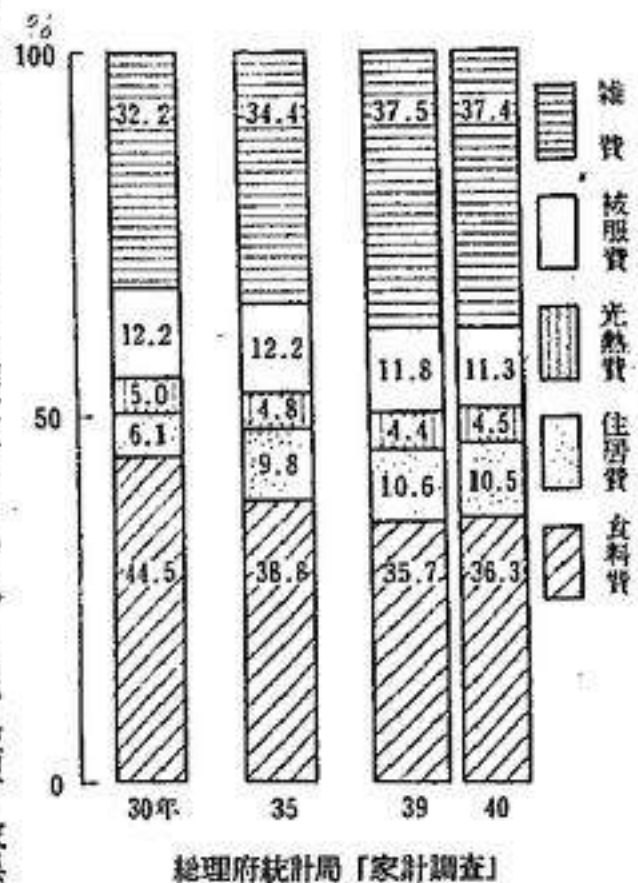
から衣料、耐久消費財、さらに雑費へと生活に欠かせない必需的消費から選択的消費へと移行してきた。しかし、昭和四〇年の労働者世帯の消費支出の内訳をみると、食料費や光熱費の伸びが大きかったのに対し、住居費、被服費、雑費などの伸びが最近ではもっとも低かったことが特徴的である(第4図)。

先ず、食料費についてみると、四〇年は三十九年の八・〇%を上まわる八・九%の伸びで一か月平均一八、八〇一円となった。このため、漸減傾向を続けていたエンゲル係数は一年おりに上昇した。このような食料費の増大は価格上昇によるものである。住居費の増加率は次第に鈍化してきたが四〇年はさらに低下している。これは、家具・什器への支出の停滞によるところが大きく、住居費の三分の一を占める家賃・地代については値上がりが続いたため大幅な支出増となつて

いる。また、被服・家具・什器費とともに昭和三〇年代の消費の上昇をリードしてきた雑費の伸びが鈍化し、その内容も三七・三八%頃までのいわゆるレジャー関係費の支出が下火になり教育費へ比重が傾いている。しかし教育費の上昇は物価上昇による。しかし教育費の上昇は見逃がせない。

一方、世帯主年齢別の消費構造をみると、食料費や被服費などの基礎的消費は世帯主の年齢に依りて変化している。昭和三〇年代の世帯主の年齢別消費構造は、戦前から戦後にかけて四割台であったものが四〇年には六・三%を占めるにいたる。老齢人口は約六二〇万人となった。老齢人口は今後も増加を続け昭和五〇年には約八七〇万人、六〇年には約一、〇〇万人を超え、同時に全人口の中に占める割合も五〇年には七・一%、六〇年には九・九%に高まるものと推計され

第4図 労働者世帯消費支出構成比の推移(人口5万以上の都市)



第8表 年齢構造の推移

年齢	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
昭和15年	72,500千人 (100.0%)	26,135千人 (36.1%)	42,951千人 (59.2%)	3,414千人 (4.7%)
25	83,200 (100.0)	29,428 (35.4)	49,658 (59.7)	4,109 (4.9)
30	89,275 (100.0)	29,992 (33.6)	54,558 (61.1)	4,724 (5.3)
40	98,403 (100.0)	24,767 (25.2)	67,453 (68.5)	6,183 (6.3)
50	108,635 (100.0)	24,620 (22.9)	75,259 (69.3)	8,756 (8.1)
60	116,458 (100.0)	24,335 (20.9)	80,617 (69.2)	11,506 (9.9)

総理府統計局「国勢調査」(15~30年)

厚生省人口問題研究所

「男女年齢別推計人口」(40~60年)

六五歳以上の世帯で再び急上昇している。

III 老後の生活

(1) 老人問題

わが国人口の年齢構造は昭和三〇年頃から次第に変化しはじめたが、その特徴の一つに老齢人口の増加が挙げられる。第6表にみられるとおり、全人口の中に占める老齢人口(六五歳以上)の割合は戦前から戦後にかけて四割台であったものが四〇年には六・三%を占めるにいたる。老齢人口は約六二〇万人となった。老齢人口は今後も増加を続け昭和五〇年には約八七〇万人、六〇年には約一、〇〇万人を超え、同時に全人口の中に占める割合も五〇年には七・一%、六〇年には九・九%に高まるものと推計され

る。一方、高齢者世帯(男六五歳以上、女六〇歳以上の者のみか、またはこれらに一八歳未満の者が加わった世帯)も増加が著しく、四〇年には世帯総数の三・一%にあたる七九、〇〇〇世帯に及んでいる。

これらの老人の生活は、近年の核家族化の進行および人口の都市集中や都市における住宅条件の悪化ならびに意識面の変化などと相まって孤立化し、生活基盤の弱体化が著しく、老齢保障問題が社会的にも課題となってきた。ことに労働者世帯は、生産手段を持たず、世帯主の労働の対価である賃金・俸給によって生活しているため、定年後の収入の途絶乃至減少や、その多くが都市居住者であることから、老後の生活問題は一層深刻といえよう。

ちなみに厚生省「高齢者実態調査」昭和三八年―によると、自分の収入で暮らせる老人は男四四・九%、女二三・六%にすぎない。そのうちの約半数は自分の働きによる収入で、残りは恩給・年金・財産収入などによって生活している。健康状態をみると男女とも全体の一七%程度が病弱、床につききりの状態にある。子供と同居している老人は男七七・〇%、女八二・二%である。また、男の六九・一%は配偶者がいるが、女の場合には二八・八%しか配偶者がいない。

(2) 定年制度

(イ) 企業定年制の状況

第7表 定年制普及率および定年年齢

%

企業規模	定年制普及率	定 年 年 齢						
		50~54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	60歳	65歳
5,000人以上	99.3		75.2	11.4	8.6	1.9	2.9	
1,000~4,999	97.7		80.0	7.9	5.2	1.6	5.4	
300~ 999	90.0	0.2	77.9	6.6	3.0	2.4	10.3	0.6
100~ 299	71.3	0.8	72.4	3.2	2.1	1.9	18.3	0.1
30~ 99	40.8		75.1	1.2	0.6	3.0	18.9	1.2

労働省「定年制調査」(昭和39年)

定年年齢については、定年制のきめ方(一)律定年制・男女別・定年制・労働別定年制・職別定年制など)によって相違するが、一律定年制の場合、企業の規模にかかわらず五

五歳が最も多く七〇〜八〇%を占めている。五五歳以上の年齢についてみると規模別に異なった傾向を示しており、五、〇〇〇人以上の規模の企業では五六歳および五七歳が多く、六〇歳は少ないが、企業規模が小さくなるにしたがって五六歳および五七歳と定める企業が相対的に少なくなり、六〇歳が相対的に増加し、三〇人〜九九人の規模では六〇歳が五五歳について第二位を占めている(第7表)。

(四) 定年到達者の状況

労働省「定年到達者調査」昭和三十九年「」によると、定年到達者のうち約七三%は定年後も雇用労働者として就業し、約八%は自分で会社を経営したり、個人自営業を開業したり、または家業の手伝いなどを行なっている。残りの二〇%は、就業していないが、そのうち八五%は働きたいが適当な職業がないため失業している者であり、残りの大部分は病気のため働けない者で、働く必要のない者は一%に過ぎない。定年後の就業者の収入を定年直前の収入と比較すると六〇〜九〇%というものが最も多いが、収入の低下率は出身企業規模および出身職種別にそれぞれ特徴がみられ、五、〇〇〇人以上の規模では管理職出身者、五、〇〇〇人以上では労働者の低下率が大きい。

(五) 企業の行なう定年に関する対策

前述のとおり企業の定年年齢は五五歳がもっとも多いが、定年制の運用にはか

なりの弾力性がみられ、定年延長のほか(一)勤務延長制度(定年到達者をすぐ退職させず個別審査等をして退職時期を延長するもの)(二)再雇用制度(定年到達者を一応退職させたうえで再雇用するもの)(三)他会社等への就職あっせん制度などの措置が通常とられている。これらの制度の普及状況を労働省「定年制調査」で見たものが第8表である。なお、昭和三八年度中に定年に到達した者に対する適用状況をみると五、〇〇〇人以上の規模の企業では三四%が適用を受けたにすぎない。これに対し規模が小さいほど勤務延長者および再雇用者の比率が高まり、三〇人〜九九人の規模の企業では八三%が自社に残留している。

第8表 定年後の勤務延長制度等の有無

%

規模	制度の有無	勤務延長		再雇用		就職あっせん	
		有	無	有	無	有	無
5,000人以上		40.0	60.0	70.1	29.9	42.8	57.2
1,000~4,999		35.7	64.2	74.8	25.2	30.7	69.3
300~ 900		43.6	56.4	73.4	26.6	11.4	88.6
100~ 299		56.7	43.3	65.5	34.5	8.3	91.7
30~ 99		60.1	40.0	56.3	43.7	10.2	89.8

労働省「定年制調査」(昭和39年)

注) 各制度毎の有無の比率である。

第9表 退職金制度の普及率及び種類別採用状況

%

規模	普及率	種類別退職金制度の採用状況				
		一時金	年金	両者の併用	両者の選択	両者の併用と選択
5,000人以上	100.0	62.4	0.6	25.4	11.6	
1,000~4,999	98.9	83.3	0.3	13.7	2.7	
500~ 999	98.3	91.9	—	7.2	0.9	
100~ 499	88.6	96.2	0.7	2.8	0.3	

労働省「賃金制度調査」(昭和38年)

注) 1) 制度採用事業所を100とした比率である。

策として退職金制度がある。労働省「賃金制度調査」によって退職金制度の普及状況をみると、規模五〇〇人以上の企業ではほとんどが実施している(第9表)。また、種類別の退職金制度採用状況をみると、規模の大小にかかわらず退職一時金制度のみを採用している企業が圧倒的に多く、一時金・年金の併用や選択は一、〇〇〇人以上の規模のところが多い。年金制度のみを採用している企業は僅かである。なお、労働省「定年制調査」で、定年到達者の退職一時金および退職年金受給の状況をみると、定年到達者のほとんどが退職一時金を得ている。また、一、〇〇〇人以上の規模の管理職出身者の三五〜四五%、一、〇〇〇人以上の規模の企業の職員出身者および五、〇〇〇人以上の規模の労働者出身者の一五〜二〇%は退職年金を受けている。しかし、一、〇〇〇人以上の規模の未満の規

一、〇〇〇人以上の規模の未満の規

○人以上、五、〇〇〇人未満の規模の労働者出身者の場合は退職年金を受けている者は五割にすぎない。

(3) 公的年金

労働者世帯の老後の生活安定をはかるための国の施策としては各種の公的年金制度がある。ここでは公的年金制度のなかで適用労働者数がもっとも多く、かつ民間企業労働者の多くが対象になっている厚生年金保険の老齢年金の給付を中心にみることにする。

厚生年金保険の老齢年金は原則として二〇年以上の被保険者が六〇歳（女子と抗内夫は五五歳）に達した後に退職した場合または退職後に六〇歳に達した場合および在職中でも六五歳に達した場合に支給される。昭和四〇月六月の改正により、給付額は月額三、五〇〇円（改正直前の年金受給者の平均）から月額一万円（平均標準報酬二五、〇〇〇円、資格期間二〇年の場合）に引き上げられた。社会保険庁調査によれば、四〇年に実際に支給された額は一件あたり九〇、六四二円（月額にして七、五五三元）となっており、三〇年の四二、三六三元（月額にして三、五三〇円）に比し二倍強に増額している。また四〇年の老齢年金受給権者は約一六九、〇〇〇人で三〇年の約三、〇〇〇人に比し五〇倍になっている。なお、被保険者期間が一年以上である者で老齢年金の受給権者としての期間を満たしていないものでも一定の要件に

該当するものには通算老齢年金が支給される。

国民年金制度は二〇歳から六〇歳までの者で厚生年金保険に加入していない五人未満の企業に働く者や、農林漁業及び商業等の自営業者等、他の公的年金制度に加入していない人たちを強制加入の対象とするものである。夫が厚生年金等の適用者である場合、妻は強制加入の対象ではないが任意加入によって老後の保障を増強することが出来る。保険料納付期間は二五年以上で二五年間納付した場合の老齢年金額は六万円（月額にして五、〇〇〇円）である。なお、昭和三六年四月の制度開始時に三一歳以上の者については年齢に応じて一〇年から二四年までに短縮されているが、まだ受給者は生じていない。本制度にも通算老齢年金があるが、まだ受給者は生じていない。一方、昭和三四年から実施された無拠出制の福祉年金（過去に年金制度に加入していなかった者のうち、特に年金による保護を必要とする老齢・障害・母子の状態にあるものに対して保険料の拠出なしで支給される年金）のうち老齢福祉年金は七〇歳以上のものを対象とし一五、六〇〇円が支給されるものである。四〇年の老齢福祉年金受給者は約二五二万人であるが、これは四〇年の七〇歳以上人口（厚生省人口問題研究所男女別将来推計人口）の七〇％に相当している。

(4) 老後に対する態度

近年の急激な平均寿命の伸びにもかかわらず企業の定年年齢は五五歳が大多数で、一般的に男子労働者は定年退職後なお二〇年に近い生活を送ることになる。わが国の現状では子供からの扶養、社会保障、自己収入（貯蓄・稼働）などが相互に補いあって老後の経済基盤が確立されるものと考えられる。いわゆる核家族の世帯において子供が就職しはじめるのは世帯主の年齢が五〇歳～五四歳に達してからが普通といえるが、五五歳の定年後の世帯主の収入の低下期に子供の勤労収入で家族の生活を円滑に維持することが困難な場合が多い。毎日新聞社「産児調節に関する世論調査」によれば、一般に老後の生活について子供を頼りにしているものは次第に減少しているが、昭和四〇年の調査により職業別にみると、子供を頼りにしていないものは知的・技術的職業従事者に多く、また子供を頼りにしているものは、農・漁業および筋肉労働者・店員等に多い（第10表）。

また、国民生活研究所「家計主体のライフサイクルに関する実態調査（昭和四〇年）」によつて老後の生活設計の内容をみると、各年齢層とも「働けるだけ働く」ものももっとも多く全体で七三・五％を占めており、ついで「貯蓄や退職金をもとに生活する」ものが二九・九％、「子供の世話になる」ものが二〇・〇％となっている。ちなみに労働者世帯の貯

第10表 老後の生活を子供に依存することについての意識（夫）％

職業	知的専門的	事務的技術	工員等	店員等	筋肉労働者	自営業	農	漁
意識								
子供を頼りにしている	15.7	18.7	38.5	60.5	62.0	34.9	60.5	67.9
頼らずに過ごす	73.5	63.6	42.6	21.4	15.5	49.1	21.4	17.9

毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する世論調査」（昭和40年）

に、住居の確保の円滑な人間関係が老後の生活安定に重要な意味をもつものである。労働者世帯の住宅種類別世帯の割合を示したものが第5図であるが、これをさらに収入階級別にみると、収入の高い層ほど自宅をもつもの、給与住宅に住むものが多く、公・私営借家に住むものは収入の低い層から年収八〇万円未満にかけての層に多い。また、自宅を保有していない世帯のうち自宅建設計画のある世帯は三〇歳～四五歳の層でもっとも多く過半数を占めている。次に厚生省「高齢

蓄目的をみると「老後の生活のため」というものが各年齢層を通じて第三位で四・六％を占めているが、四五歳以上の年齢層では老後の生活を意識しての貯蓄が特に多くなっている。

また、経済基盤の確立とともに

第5図 住宅種類別世帯の割合（単身世帯を除く）



労働省「勤労者財産形成政策基礎調査」(昭和40年)

も変化がみられ死因の首位は成人病で占められるようになった。昭和四〇年の労働災害の状況をみると、労働者一、〇〇〇人中死亡は〇・二四、休業八日以上は一五・三五となっている。労働者世帯には限らないが不慮の事故の激増も重要な問題で、昭和四〇年には死因の第五位を占めている。なかでも交通事故が目立っているが、ちなみに四〇年の交通事故による死者をみると約一二、〇〇〇人のうち男では三〇歳〜五九歳のものが世帯の中堅とみられる層が四〇％近くを占めている。

に支給される失業保険金の日額は配偶者（内縁関係を含む）又は子（原則として一八歳未満）の一人について各二〇円、その他の子（同前）について一人一〇円が加算されるものである。昭和四〇年の失業保険受給者実人員のうち扶養加算を受けている者は月平均約二〇万人でこの扶養加算の対象となる被扶養者は月平均約四七万人であり、受給者一人あたり約二・三人となっている。昭和四〇年末の被保険者数は約一、八〇〇万人で月平均の受給者は約六〇万人である。

法の定めるところによる。労働災害の発生状況については昭和三六年以降死傷件数等の頻度の面では漸減傾向を示しているが、他面四〇年には災害の大型化の傾向がみられた。休業八日以上死傷者数は約四〇九、〇〇〇人でこのうち死亡者は約六、〇〇〇人である。なお、三九年度中に支払われた休業補償費は一日あたり五五六円、一件あたり休業日数は二六日、遺族補償費支払件数は約六、二〇〇件で一件あたり約九八万円となっている。

(4) 医療保険

医療保険制度の種類には、被用者保険である健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び各種共済組合制度と、地域保険である国民健康保険がある。各制度の適用人員の割合は第6図のとおりであるが、近年雇用労働者率の高まりとともに政府管掌健康保険の相対的比重が増大している。また「厚生行政基礎調査」昭和四〇年によれば常用労働者世帯では八六・六％が健康保険など被用者保険に加入している。

者実態調査「昭和三八年」によって、子との同居意向をみると常用労働者世帯では子と同居しているものうち八四％がこのまま暮らしたい、八％が自分（たち）だけで暮らしたい意向を示しており、別居している世帯では五七・七％がいままがよいとし、一九・二％が子と一緒に暮らしたい意向を示している。

IV 不時の対策

(1) 不測の事態

家計に弾力性のない労働者世帯においては、失業・疾病、災害等により世帯主の収入が得られなくなった場合に世帯主およびその家族の経済生活は挫折をまねくおそれがある。ことに近年のいちじるしい経済の発展、社会の近代化のなかでこれらの不測の事故の態様にも変化がみられるところである。

労働市場では人手不足のなかで中高年齢層の就職難がみられるし、また技術革新等にもともなう労働力の需給の変化の問題も見逃がせない。一般的に疾病の内容

(2) 失業保険

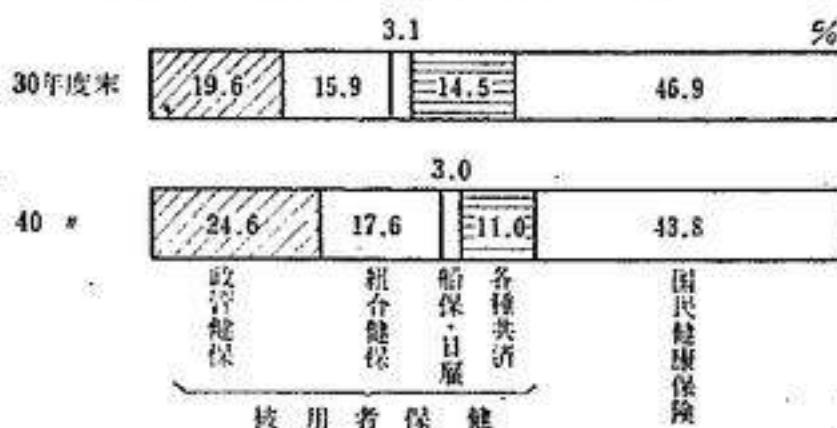
失業保険は被保険者が離職し、労働の意志と能力があるにもかかわらず職業につくことができない場合に、保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的としている。昭和三八年の「失業保険法の一部を改正する法律」によって、扶養加算の実施、転職訓練期間中の技能修得手当および寄宿手当の支給、傷病期間中における保険給付としての傷病給付金の支給など従来の制度にない大幅な改正が行なわれた。このうち扶養加算は、受給資格者に扶養親族がある場合、その者

(3) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の負傷、疾病、廃疾または死亡について、労働者またはその遺族に対して災害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を設置することを目的としている。昭和四〇年六月の「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」により大幅な改正が行なわれ、このうち保険給付の年金化を主たる内容とする改正部分は四一年二月から施行されたが、遺族補償費については従来の一時金を建前とする制度から、年金を原則とし補完的に一時金を支給する制度に改められた。遺族補償年金の受給資格者は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた妻（内縁関係を含む）、一定の要件に該当する夫、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、受給権者の順位は

健康保険は五人以上の事業所に働く者を強制加入、五人未満の事業所に働くものを任意加入とし、労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡、分べん及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん

第8図 医療保険適用人員の制度別構成比



厚生省保険局調

に対して保険給付を行なうことを目的としている。なお、このなかには、療養中の所得保障としての傷病手当金の給付もある。健康保険の被扶養者は、被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、子、三親等内の親族、内縁関係にある配偶者の父母、子などで被保険者により生計を維持するものをいう。なお、昭和三十九年の被用者保険適用者約五、二八〇万人のうち被扶養者は二、九二〇万人である。被保険者一人あたりの扶養者は年々減少し、政府管掌健康保険で一・〇四人、組合管掌健康保険で一・三〇人となっている。

ちなみに労働省婦人少年局調査により労働者世帯の家族員の健康状態をみる

と、大部分（七七％）のものが健康である。弱い者のいる世帯は対象者の二二％で、弱い者は妻、子供、夫、両親の順に多い。また「厚生行政基礎調査（昭和三十九年）」によれば千世帯対傷病世帯の割合は一八・五・二であるが、このうち常用労働者世帯は一四・一・三で傷病率をもっとも低く、日雇労働者世帯では二二・九である（注・傷病世帯とは傷病者が一人でもいる世帯をいう）。

なお、定年その他で被用者保険の被保険者でなくなった場合（一年間は任意継続することができ）には地域保険である国民健康保険に加入することとなるが、国民健康保険の医療給付の範囲は原則として被用者保険と同様であるが、世帯主については七割給付（被用者保険は一〇割給付）、家族については昭和四一年の改正で四三年一月までに全地域で七割給付（現行は五割給付の場合が多い。なお被用者保険は五割給付）とすることとなった等多少の相違がある。今後の医療保険の課題は各制度の不均衡の総合調整であると考えられているが、国民健康保険による一〇〇人あたり一年間の受診率（昭和四〇年・厚生省保険局調）の平均が二六・二で、このうち六〇歳以上の層では三三・一以上となっていることからみても定年後被用者保険から地域保険に移った場合の医療保障問題は老人病の増加傾向と相まって深刻であるといえよう。

〔5〕年金制度

年金制度は、老齢、障害、死亡の事故について被保険者あるいはその遺族に対し、毎年一定額の給付を長期にわたって行ない、安定した生活を保障することを目的としている。

ここでは厚生年金保険を中心とみることにする（前述した老齢年金は除く）。

障害年金は被保険者（第四種被保険者を除く）が業務外の原因で疾病にかかり又は負傷し、医師にかかって三年目（又はなかつたとき）の状態が一定の廃疾の状態にあるときに支給される。年金額は原則として基本年金額と加給年金額を基準に算出される（老齢・遺族年金も同じ）。社会保険庁調査によれば昭和四〇年の年金額は一件あたり七六、二五七円となっており、また受給権者は約七五、〇〇〇人で三〇年に比し一・三倍となっている。

遺族年金は被保険者又は被保険者であった者の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫又は祖父母であり被保険者又は被保険者であった者の死亡当時本人によって生計を維持していたもので一定の要件に該当するものに支給される。昭和四〇年六月の改正で、従来妻に対する遺族年金は夫が死亡したとき四〇歳以上でなければ受給資格がなく、さらに受給資格があっても五五歳になるまでは支給が停止されていた制限が廃止された。また年金額については最低六万円が保障されることとなった。昭和四〇年の年金額は一件あたり六三、六二六円で、受給権者は約二七五、〇〇〇人となっている。

国民年金保険は、さきにのべた老齢年金のほか、母子、準母子、遺児、寡婦の年金給付を行なう拠出制によるものと、老齢福祉年金のほか障害、母子、準母子の福祉年金給付を行なう無拠出制によるものがある。このほか船員保険、各種共済組合についても老齢年金のほか障害、遺族（母子）年金の三種類を中心とした年金給付が行なわれる。

〔6〕中小企業退職金共済制度

この制度は中小企業においては企業が単独では退職金制度を創設しがたい実情にあるため、中小企業相互扶助の精神に基づいて国の援助によって退職金共済制度を確立したものである。この制度には、主として常用労働者を対象として中小企業退職金共済事業団が運営する制度（一般の制度）と建設業の期間雇用者を対象として建設業退職金共済組合が運営する制度（特例制度）とがある。昭和四〇年末の被共済者数は一般の制度で約九五八、〇〇〇人、特例制度で約四四四、〇〇〇人となっている。



婦人一人一労働の一実情

一九六五年

I 婦人労働の概観

一九六五年は景気後退の影響で六四年からひきつづいた生産の停滞で製造業を中心とした雇用の増勢がめだつて鈍化し求人は最近にない大幅な減少を示した。

しかし求職がその割に増加せず労働市場の基調はそれほど悪化せず失業の増加も比較的少なかった。賃金はこのような労働市場の基調を反映して、景気後退期にもかかわらず、ひきつづきかなりの伸びを示し、企業規模間の格差もひきつづき縮小した。

以上のような一般的背景のもとに婦人労働の一九六五年における動きをみると、婦人の雇用は前年をやや上まわつて、ひきつづき増勢を示している。

女子労働人口の増加は前年同様停滞気味で、非労働人口が増加の傾向にあり一五歳以上人口の増加数の約七割が非労働人口となっている。

また、女子就業者のうち雇用者の占める割合はひきつづき高まり、家族従業者はさらに減少の傾向を示している。雇用者のうち増加数が多い産業は卸小売、

金融保険・不動産業・サービス業、製造業等で、これらが増加数の大部分を占めている。

労働市場では依然として労働力の需給は緊張を続け、とくに新規卒者の不足が目立っている。

賃金についてみると、女子は前年を上まわる上昇率を示し、男女格差はひき続き縮小し、また規模別にみても前年と同様格差が縮小している。

II 婦人の就業

1 労働人口

性	年	15歳以上人口 万人	労働人口 万人	労働力率 %	男女別労働人口 万人	男女別労働力率 %
計	1960	6,520	4,511	69.2	2,256	100.0
	1961	6,603	4,562	69.1	2,279	100.0
	1962	6,755	4,614	68.3	2,256	100.0
	1963	6,938	4,652	67.1	2,256	100.0
	1964	7,122	4,710	66.1	2,256	100.0
	1965	7,287	4,787	65.7	2,256	100.0
女	1960	3,370	1,838	54.5	1,838	40.7
	1961	3,412	1,854	54.3	1,854	40.6
	1962	3,488	1,861	53.3	1,861	40.3
	1963	3,581	1,862	52.0	1,862	40.0
	1964	3,675	1,878	51.1	1,878	40.0
	1965	3,758	1,903	50.6	1,903	39.8
男	1960	3,151	2,673	84.8	2,673	59.3
	1961	3,191	2,709	84.9	2,709	59.4
	1962	3,267	2,753	84.3	2,753	59.7
	1963	3,358	2,791	83.1	2,791	60.0
	1964	3,447	2,831	82.1	2,831	60.0
	1965	3,529	2,884	81.7	2,884	60.2

総理府統計局一労働力調査

第2表 従業上の地位別就業者数 (1965年平均) (単位万人)

	就業者			対前年増減		従業上の地位別構成	
	計	女	男	女	男	女	男
総数	4,748	1,883	2,865	+24	+51	100.0%	100.0%
農林業	1,154	622	532	-23	-20	-	-
非農林業	3,590	1,259	2,330	+47	+71	-	-
自営業主	968	265	704	+6	-12	14.1	24.6
家族従業者	992	744	248	-20	-14	39.5	8.7
雇用者	2,783	873	1,911	+38	+77	46.4	66.7

総理府統計局一労働力調査

3 雇用者

女子雇用者数は一九六五年平均で八七三万人となり、前年より三八万人増加した。増加率は四・六％で前年の二・九％を上まわり、雇用者総数中に占める割合も三一・四％(前年三一・三％)と僅かながら高くなった(第3表)。

産業別にみると、女子雇用者数の最も多いのは製造業で三二二万人、卸小売・金融保険・不動産業の二三六万人、

総理府統計局労働力調査によると、一九六五年の一五歳以上人口は女子三、七五八万人で前年に比較して八三万人増加している。このうち労働人口は一、九〇三万人で二五万人増加となっている。一五歳以上人口が大幅に伸びている割合には労働人口の増加がみられず、労働力率は五〇・六％(前年五一・一％)とひきつづき低下している(第1表)。労働力率低下の傾向は男子も同様で、男女とも一〇年前の一九五六年以降をみると最低率となっている。

2 就業者

女子就業者数は一、八八三万人で前年より二四万人の増加となっている。これは農林業就業者が大きく減少した一方、非農林就業者(そのうちで

もとくに雇用者)の増加が

第3表 雇用者数の推移

(単位万人)

年	計	女	男	雇用者総数 中女子の占める割合
1960	2,256	691	1,565	30.6%
1961	2,379	738	1,641	31.0
1962	2,496	785	1,711	31.5
1963	2,578	811	1,767	31.5
1964	2,669	835	1,834	31.3
1965	2,783	873	1,911	31.4

総理府統計局一労働力調査

大幅であったことによる。

就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は二六五万人で総数の一四・一％、家族従業者は七四四万人で三九・五％、雇用者は八七三万人で四六・四％となり、雇用者の占める割合は前年(四四・九％)にひき続き高まっている(第2表)。

一万人で前年より一万人の増加、男子は一八万人で同じく一万人増加している。失業率（労働力人口に対する完全失業者の割合）は、女子・男子とも前年とかわりなく、女子一・一％、男子〇・六％となっている。

Ⅲ 婦人の労働条件

1. 賃金

一九六五年の女子の賃金は景気後退下にも堅調に推移し、毎月勤労統計の産業総数の平均賃金は二二、二七五円となり、前年に対し一二・一％（前年一〇・二％）の増加となった。男子の平均賃金は四六、五七四円で対前年九・四％増（前年九・七％）で、女子の伸びの方が大きく、これで一九五九年以降ひき続き七年間女子が男子の上昇率を上回っている。

このように一九六五年の女子の名目賃金の上昇はひき続き大きく、一九六〇年を一〇〇とした場合一九六五年の指数は一七九・四となるが、一九六四年には比較的上昇の幅が小さかった消費者物価が再び強い上昇に転じたため実質賃金の伸び率は前年の六・三％増に比べて四・一％増と小さかった。また、男子の賃金を一〇〇とした場合の女子の賃金は四七・八（前年四六・七）で、男女格差は前年より縮小している（第8表）。

女子の賃金を産業別にみると、最も高いのは電気・ガス・水道業の三六、二五一円、ついで金融保険業の三二、三九八

第8表 常用労働者の1人平均
月間現金給与額の推移
(規模30人以上)

年	現金給与額		男子に対する 女子の割合 %
	女	男	
1960	12,414	29,029	42.8
1961	13,923	31,868	43.7
1962	16,000	35,012	45.7
1963	18,039	38,780	46.5
1964	19,877	42,551	46.7
1965	22,275	46,571	47.8

労働省—毎月勤労統計調査

(注) 1961年および1964年は調査対象のサンプル替えが行なわれたので、その前後には若干の断層がある。

円、最も低いのは鉱業の一八、一七三円となっている。対前年増加率が高いのは建設業の一五・五％、運輸・通信の一三・九％、鉱業の一三・八％である。

規模別では、規模五〇〇人以上が二四、八三〇円、一〇〇～四九九人が二二、九五九円、三〇～九九九人が二〇、七四六円、五～九九九人が一八、三四七円で、増加率はどの規模でも殆んど差はない。規模別の格差をみると、五〇〇人以上の事業所を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人が八八・四、三〇～九九九人が八三・六、五～九九九人が七三・九となり、前年に比べてやや格差は縮小している。また、男子と比べると規模別格差は女子の方が男子よりも小さい。

一九六五年における新規学卒初任給は、中卒女子では一三、三三〇円で対前年増加率は二〇・六％（前年二一・五％増）、高卒女子は一五、六七〇円で対前

年一八・〇％増（前年九・七％増）、短大卒女子は一七、八一〇円で二三・二％増（前年二二・五％増）、大学卒女子は二一、七四〇円で二二・二％増（前年六・六％増）となっている。

2. 労働時間

一人平均月間総実労働時間数は、女子一八一・四時間で前年より一・七時間の減少、男子は一九七・八時間で三・二時間の減少となっている。そのうち所定内労働時間は女子、男子とも〇・七時間の減少となっており、ともに所定外労働時間の減少の方が大きく、女子一時間、男子二・五時間となっている。

産業別に女子の労働時間をみると、卸売・小売業が最も長く一八八・七時間（前年一八九・六時間）、金融保険業が最も短く一六六・五時間（前年一六七・九時間）であるが、ともに前年より短縮の傾向にある。

また、一九六五年の月間平均出勤日数は、女子二三・二日、男子二三・八日で、前年とはほぼ同様である。

3. 婦人と労働衛生

労働省の定期健康診断結果報告によると、罹病率は毎年下降の傾向をたどっている。一九六五年の女子の罹病率は四・七％で、ひき続き前年（五・〇％）より低下したが、男子は六・七％で前年（六・七％）とかわらなかった。女子の罹病率を産業別にみると、鉱業（七・六％）で最も高い。

4. 婦人と労働災害

一九六五年一年間における女子労働者の死亡者数と休業八日以上（死亡者数の総計は三四、八七二人で前年より減少しており、労働死傷年千人率も前年に比べて〇・三ポイント低い。本年の女子死傷年千人率を産業別にみると、鉱業（三三・二）、貨物取扱業（二三・一）、建設事業（二〇・一）等が高く、この傾向は例年と変わらない。

Ⅳ 女子の公共職業訓練所における訓練状況

一九六五年四月三〇日現在で女子訓練生総数は七、一七〇人で訓練生総数の一割強を占めている。女子訓練生の年齢は若く七八％が二四歳以下であるが、三歳以上の中高年女子も一〇％ある。学歴は新制中学卒が五八％、新制高校卒が三九％で、職業経験は有る者と無い者とが相半ばしており、職業経験のない者の九割は学卒後すぐ訓練所にはいったものである。女子の受けている訓練職種としては「洋裁工」（二六五七人）、「一般事務員」（九〇七人）、経理事務員（七三五人）、「ミシン縫製工」（七二三人）等が多い。

Ⅴ 労働組合のなかの婦人

労働組合基本調査によると、一九六五年六月末現在の単位労働組合数は対前年二・八％増の五二、八七九組合で、これに

（以下31ページ下段を参照）

女子保護の概況

昭和四〇年

婦人少年局では、昭和二十七年以来毎年、労働基準法に定められている産前産後の休業、育児時間、生理休暇等の母性保護規定の実施状況を調査してきたが、昭和四十年分の調査結果がまとまったので、その概況をお知らせする。

1 調査の概要

一、調査の目的

この調査は、労働基準法に定められている産前産後の休業、育児時間、生理休暇等の母性保護規定の実施状況などを把握して、女子労働者保護の参考に資することを目的として実施したものである。

二、調査の対象

調査対象事業場に、農業、林業、漁業及び公務を除く全産業の常時三〇人以上の労働者を使用する事業場のうちから一定の割合で、無作為に抽出した四、七、七六事業場。

三、調査の方法

各婦人少年室において送付、回収した調査票を労働省婦人少年局で集計分析した通信自計調査である。

四、調査の対象期間

昭和四〇年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間である。

2 調査結果の概要

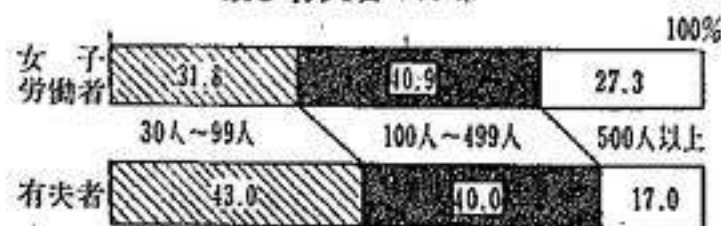
一、女子労働者の分布及び入職・退職の状況

昭和四〇年十二月三十一日現在における女子労働者の産業別分布をみると、過半数が製造業に働いている。

規模別では、五〇〇人未満の事業場に働く女子が多く、前年に比べると中規模の事業場に働く女子が増加し、小規模の事業場に働く女子が減少している。

また、有夫者の産業別分布をみると、製造業に約六〇％、運輸通信業に約一〇％就業しており、両者に有夫者の約七〇％が就業している。

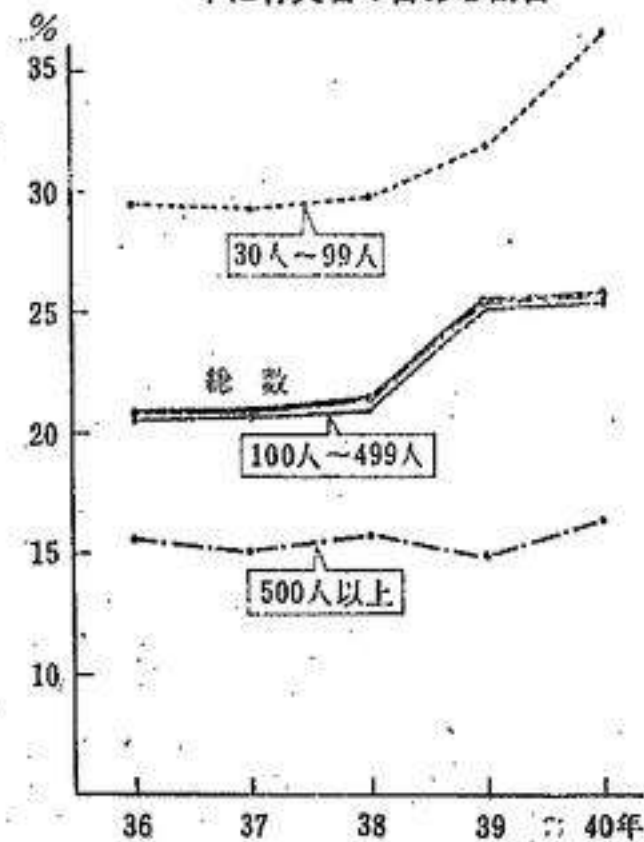
第1図 規模別にみた女子労働者及び有夫者の分布



次に、女子労働者の入職及び退職の状況をみると、年間入職率は二五・八％、退職率は二五・四％となっており、したがって、年間の入職超過率は〇・四％となっている。

入職率を産業別にみると不動産業（三・五・四％）、卸売業小売業（三・一・七％）が高くなっており、電気ガス水道業（一・三・二％）、運輸通信業（一・六・三％）が低くなっている。また、規模別には、一〇〇人～四九九人が二七・三％と最も高くなっている。

第2図 規模別にみた女子労働者の中に有夫者の占める割合



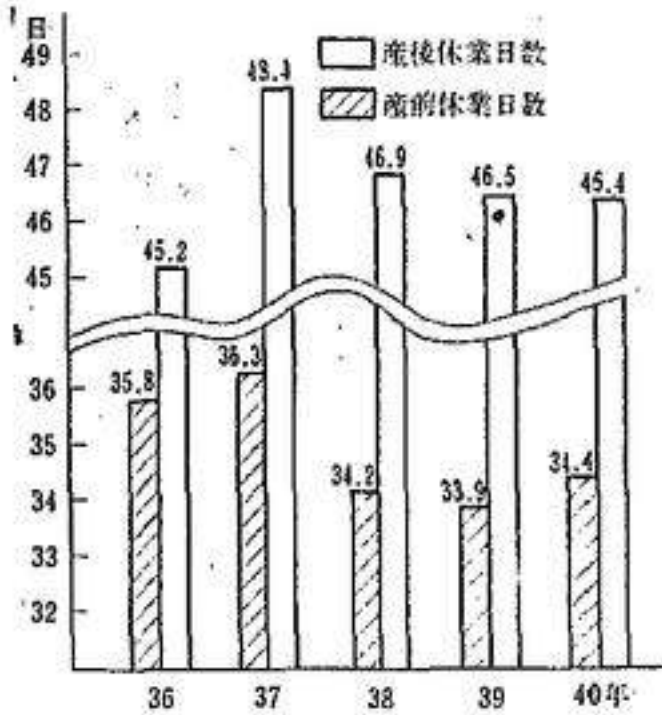
退職率を産業別にみると建設業（二・五・四％）、不動産業（三・七・五％）が高くなっており、サービス業（一・三・七％）、電気ガス水道業（一・〇・八％）が低くなっている。規模別には、入職率同様一〇〇人～四九九人が二七・三％と最も高くなっている。

次に、女子労働者の中に有夫者の占める割合は、逐年増加の傾向をたどり、四〇年は二六・五％となった。産業別には、鉱業四九・五％、建設業三七・八％において高く、また、規模別には、規模の小さい事業場ほどその割合が高い。前年に比べると、産業別には、サービス業において四・一P、金融保険業において二・七P増加し、建設業において八・六P減少している点が注目される。規模別には、前年同様規模の小さい事業場ほど

率は二五・八％、退職率は二五・四％となっており、したがって、年間の入職超過率は〇・四％となっている。

入職率を産業別にみると不動産業（三・五・四％）、卸売業小売業（三・一・七％）が高くなっており、電気ガス水道業（一・三・二％）、運輸通信業（一・六・三％）が低くなっている。また、規模別には、一〇〇人～四九九人が二七・三％と最も高くなっている。

第3図 年別にみた産前産後の休業日数



その割合が高くなっている(第2図)。
三、産前産後休業の状況
四〇年に産前休業を請求した者は有夫者のうち八・九%(三九年八・四%)、また、一人平均休業日数は三四・四日(三九年三三・九日)で、それぞれ前年よりやや増加した。産前休業者の割合をみると、産業別には運輸通信業一五・九%が高く、電気ガス水道業が三・五%減少している点が注目されるほかは、だいたいい前年なみである。規模別には、前年同様規模の大きい事業場ほど高くなっている。

次に、産後休業者についてみると、一人平均休業日数は四六・四日(三九年四六・五日)であり、前年よりわずかに減少した。
産業別の前年対比では、金融保険業において七・七%増加し、鉱業において五・三%減少している点が注目される。規模別には、前年同様規模の大きい事業場ほど高くなっている。三P減少している点が注目される。規模別には、規模の大きい事業場ほど高く、前年に比べて小規模の事業場における増加が目立っている(第3図)。
四、出産のうちに死産の占める割合
出産のうちに死産の占める割合は五・二%で、前年に比べて〇・四%増加している。これを産業別にみると、建設業二・九%で最も高く、次いで不動産業一・一%となっており、前年に比べる、不動産業九・三%、卸売業小売業六・一%と大幅に増加している点が注目される。規模別には、中規模の事業場が最も高く、前年より一・八%の増加となっている。

五、妊娠または出産による退職状況
妊娠または出産により退職した者は妊娠前の退職者が二・一%減少し、産後休業後の退職が二・四%増加した(第1表)。
六、産前における軽易業務転換
妊娠のうち軽易業務に転換した者の割合は、一二・四%で前年より〇・四%増加している。
七、育児時間の請求状況
次に、これらの退職者に
ついで退職時期別にみると、産前休業前の退職者三六・五%、産前休業中の退職者五・五%、産後休業中の退職者八・〇%、産後休業後の退職者五〇・〇%となっている。退職者の半数が産後休業後に退職している。前年に比べると、産前休業前の退職者が二・一%減少し、産後休業後の退職が二・四%増加した(第1表)。
八、生理休暇の請求状況
女子労働者のうち四〇年中一回以上生理休暇を請求した者の割合は、二六・二%で前年と同じ数値を示している。これを産業別にみると、運輸通信業五

第1表 退職時期別・年別にみた妊娠または出産による退職者の割合

	40年	39年	38年	37年	36年
妊娠または出産による退職者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産前休業前の退職者	36.5	38.6	36.7	39.4	39.5
産前休業中の "	5.5	3.5	6.3	2.8	17.6
産後休業中の "	8.0	10.3	10.0	8.4	
産後休業後の "	50.0	47.6	47.0	49.4	42.9

第2表 規模別・年別にみた生理休暇実人員の割合

(女子労働者数=100)					
	40年	39年	38年	37年	36年
規模計	26.2	26.2	26.3	22.5	18.4
30人~99人	14.9	23.2	16.0	12.7	10.5
100人~499人	26.4	25.2	28.7	21.9	20.7
500人以上	39.4	32.3	41.9	37.1	32.2

四・一%と最も高い請求率を示し、これに次いで製造業が二六・〇%(製造業のうちたばこ製造業が七八・〇%をしめている)となっている。前年に比べると

四〇年中に出産しひき続いて勤務している者のうち育児時間を請求した者の割合は二八・八%で、前年より二・〇%増加した。産業別には運輸通信業が六七・五%で最も高く、次いで金融保険業四三・二%で、前年に比べると、金融保険業で七・三%、卸売業小売業で七・二%増加しており、全般に増加の傾向にある。規模別には、五〇〇人以上が三七・五%と最も高く、また、前年に比べると、三〇人~九九人が八・一%と大幅に増加している点が注目される。
八、生理休暇の請求状況
女子労働者のうち四〇年中一回以上生理休暇を請求した者の割合は、二六・二%で前年と同じ数値を示している。これを産業別にみると、運輸通信業五

歯科技工士

歯科技工士は、歯科医療に必要な補綴物（義歯やつぎ歯）、充てん物（むし歯や欠けた歯を治療してつめる物）、矯正装置（歯ならびを正しく直すための装置）の作成および修理加工をします。

歯科技工士は全国で七、七四八人おり、

資格を要する婦人の職業⑥

—歯科技工士・理学療法士—

このうち女子は五七五人です（昭和四十年十二月末現在、厚生省調）。これらの女子の勤務先をみると、病院・診療所に務めている者四九六六人、技工所七九人になっています。歯科技工は技術の細かい仕事なので、手先の器用さと根気が必要とする職業といえるでしょう。

資格を得るには、歯科技工士試験に合格して都道府県知事の免許を受けなければなりません。

受験資格

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所（三年間）を卒業した者。
- (2) 歯科医師国家試験、または歯科医師国家試験予備試験をうけることができる者。

(3) 外国の歯科技工士学校が養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者

試験科目

- (1) 学説試験—歯牙解剖、有床義歯学、継続架工学、充てん学、矯正学、歯科理工学、医事法等関係法規
- (2) 実地試験—歯科技工実技

試験は毎年一回、歯科技工士養成所所在地の都道府県知事が行なうことになっています。現在養成所は二十校で二年間に約三倍に増えています。昭和四一年五月の改正で養成所入所資格が変わり高等学校卒業でなければ受験できません。初任給は国立病院に務めた場合、養成所を修了した者で本俸一六、一〇〇円で

理学療法士

理学療法士は、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他の運動を行なわせ、電気刺激、マッサージ、温熱、その他の物理的手段を加えて治療するための診療の補助を行なうことを業とします。多くは病院、診療所、その他の施設において医師の指示の下に診療の補助をすることになっています。これは、昭和四十年六月法律に定められた新しい職種といえましょう。理学療法士になるには、理学療法士国家試験に合格し厚生

大臣の免許を受けなければなりません。

受験資格

- (1) 高等学校卒業後、文部大臣、または、厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において三年以上必要な知識及び技能を修得した者。
- (2) 作業療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に
- (3) 外国の理学療法に関する学校もしくは養成施設を卒業し、または外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者。

また特例として、

- (1) 学校教育法「大学の資格」の規定により大学に入学することができる者、または政令で定める者。
- (2) 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者。
- (3) 病院・診療所その他省令で定める施設において、医師の指示の下に理学療法又は作業療法を五年以上業として行なった者。

試験科目

解剖学、生理学、運動学、病理学、医学的心理学、臨床医学大要、理学療法。試験施行期日、場所、願書提出期限などは、あらかじめ官報で公示されます。理学療法士は、四一年度はじめて養成

所の卒業生（女子五名）がでており、現在資格を申請中です。現在の登録者は全国で一八三名ですが、女子は一二名です（厚生省調）。初任給は国立関係の病院で、養成所をでた者が一九、六〇〇円です。

*（28ページつづき）

加入している女子組合員数は四・五％増の二七・七万人である。女子雇用労働者総数中に占める組織労働者の割合（組織率は三〇・九％（前年三〇・九％）で前年と同率、男子は三八・二％（前年三八・〇％）で前年より僅かに高い。

組合員の男女別構成は女子二七・五％男子七二・五％で前年と変わらない。また、女子の組織率が高い産業としては、運輸通信、電気・ガス・水道業（七四・一％）、建設業（四一・〇％）等があり、両者とも男子の組織率を上回っている。

※（30ページつづき）

と、運輸通信業で五・三P増加し、卸売業小売業で一三・七P減少している。

規模別には、前年同様規模の大きい事業場ほど高くなっており、前年に比べて小規模の事業場が、八・三P減少している点が注目される。

一人あたり年間請求回数には五・一回、請求日数は八・三日で、前年に比べると、前者は〇・八P、後者は一・五P増加している。

婦人労働関係資料の紹介

定期刊行物（昭和41年7月受入につき）

資料名	月号別	発行所	主 要 目 次
労働の科学 繊維労働	6月号 6月号	労働科学研究所 全織同盟	この道ひとすじに——看護婦教育のあゆみ—— 全織婦人活動20年のあゆみ（第2回）
（昭和41年8月受入）			
労働統計調査月報	7月号	労働省労働統計調査部	○「昭和40年労働経済の分析」の概要 ○最近における賃金構成の動向 ○零細企業における雇用、賃金の現況 ○労働争議の動向
労働時報	8月号	労働省	○昭和40年労働経済の分析（労働白書） ○労働白書について（座談会） ○雇用対策法による施策の充実 ○公共職業訓練修了者就業実態調査の結果概要 ○金属・機械等製造業、家具・建具製造業最低賃金の決定について
人口問題研究	98号	厚生省人口問題研究所	○わが国労働力人口の現状と将来予測
看護 労務事情NEWS	8月号 No. 78	日本看護協会 産業労働調査所	○アメリカにおける看護婦不足の現状とその対策 ○女子に職別賃金（企業ニュース）
世界の労働 フェビアン研究	7月号 7, 8月 合併号	日本ILO協会 日本フェビアン研究所	○ソ連における労働事情 ○転型期における日本繊維産業の労働諸条件とその課題
日本労働協会雑誌 生活科学調査報	8月号 No. 65	日本労働協会 生活科学調査会	○家内労働の動向とその対策 ○青少年は職業をどう選択しているか ○若い女性の職業意識について
婦人展望 アメリカの労働問題	8月号 7月号	婦人会館出版部 米国大使館	○育児休業論（終）——働く婦人のために—— ○働く母親 ○婦人に対する教育を継続することの必要 ○変わりゆく「婦人労働者」の地位 ○繊維産業で働く婦人の問題 ○米国労働省婦人局 ○婦人と働く権利について（座談会）
労政時報	1856号	労働行政研究所	○昭和42年3月大学高校卒業予定者の産業別、規模別採用計画
“	1858号	“	○産業、規模、性別にみた労働時間の実態
労働の科学	7月号	労働科学研究所	○この道ひとすじに——看護婦教育のあゆみ（第2回）——
労働と経営	8月号	日本労働協会	○42年新規学校卒業者の求職動向
中央労働時報	7月号	中労委協会	○賃金計画をどう立てるか
レイバージャーナル	8月号	労災新聞社	○若年労働力の減少で婦人の労働市場はどう変わるか ○＝公的施設＝地方出身者のための勤労女子専用の福祉施設

（16ページからつづく）

の措置を講ずる。

イ 生活指導

家庭管理等の生活指導を行なう。

ロ 出稼者との連絡

出稼者と留守家族との間の連絡を

カード方式等によって援助する。

婦人少年室は相互に密接な連絡を

保ちつつ迅速に措置する。

ハ その他

実情調査、紛争の解決、就業援

助、社会保障適用あっせん、他機関

への連絡その他の措置を行なう。

五 関係機関等との連絡及び協力

この業務の運営は、職業安定機関・市

町村・労働基準監督機関・農林行政機

関・内職行政機関等の協力を得て行なう

が、特に公共職業安定所・出稼労働者相

談所とは常時緊密な連絡を保つものとす

る。

六 業務の取扱方法及び報告

業務取扱の方法、業務に使用する相談

カード・連絡カードの様式及び報告につ

いては、婦人問題相談業務手引による。

女子の就業者数と完全失業者数

(1966年4月)

1人1か月平均現金給与総額
(1966年4月)

産業	女子 万人	男子 万人	男女計の うち女子の 割合 %	女子雇用 者の産業 別構成率 %	女子の前 年同月と の比較 万人
就業者	1,957	2,936	40.0		+53
自営業	271	727	27.2		+11
家族従業者	751	261	74.2		-11
雇用者	934	1,945	32.4	100.0	+53
農林業	9	22	28.1	1.0	-1
漁業・水産養殖業	3	21	12.0	0.3	-1
鉱業	3	29	9.4	0.3	0
建設業	39	215	15.3	4.2	+2
製造業	337	671	33.4	36.1	+17
卸小売・金融保険・不動産業	253	352	41.8	27.1	+13
運輸通信・電気・ガス・水道業	39	268	12.7	4.2	+2
サービス業務	225	244	48.0	24.1	+21
公務	25	121	17.1	2.7	-1
完全失業者	22	20	52.4		-1

産業別	女子 万人	男子 万人	男子に 対する女子 の割合 %
総数	20,290	40,486	50.1
鉱業	16,160	39,211	41.2
建設業	17,538	37,966	46.2
製造業	18,202	38,708	47.0
卸小売業	22,338	41,290	54.1
金融保険業	27,140	53,987	50.3
不動産業	22,028	50,289	43.8
運輸業	25,131	42,721	58.8
電気・ガス・水道業	30,532	53,007	57.6

注 1) 数字はすべて調査結果の実数に推定乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

2) ※印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用されたい。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○井原市勤労青少年ホーム落成
岡山県井原市に勤労青少年ホームが完成、八月一日落成式が行なわれた。ホームは鉄筋コンクリート一部三階建、建坪延六五七平方メートル、ホール・講習室・図書室・集会室・娯楽室・休養室・相談室・体育室等が設けられている。

○産業カウンセラー養成講習会開催
昭和四一年度第三回の講習会が八月一日〜六日、大阪府中小企業職業訓練センターで開催され、企業または企業団体の生活相談業務担当者約四〇名が受講した。

○婦人の地位に関する国内委員会各部会開催
婦人の地位に関する国内委員会は、産経会館において、八月二十二日、二十五日、二十九日に、家庭部会、社会部会、職業部会をそれぞれ開催した。

○婦人少年問題審議会開催
八月二十三日、改選後初の婦人少年問題審議会が、産経会館において労働大臣出席のもとに開催され、会長に田辺繁子氏、副会長に平田富太郎氏が、婦人労働部会長に平田氏、年少労働部会長に成瀬政男氏、婦人問題部会長に田辺氏が、それぞれ選出された。

○婦人少年局人事異動 (カッコ内前任)
(労働基準局庶務課) 藤森 孝
(年少労働課企画係長) 大森 茂
(労働基準局賃金部家内労働審議室係長) 藤村 真幸
(名古屋中公共職業安定所) 野村 真幸
(婦人課) 中村 公信
東京労働基準局

群馬婦人少年室 (採用) 星野 晴子
神奈川婦人少年室 (採用) 高木 玲子
新潟婦人少年室 (採用) 佐藤 セツ
(宮崎県職業安定課) 太田 順子
(宮崎婦人少年室) 堀部 久美子
(宮崎県職業安定課) 堀部 久美子
(労働基準局労災補償課労災補償部) 武藤 正一
(労働基準局労災補償課労災補償部) 池田 勇典
(年少労働課庶務係長) 尾崎 幸治
(労働基準局労災補償部労災補償課長期給付係長) 久保田 定治
(労働大臣官房会計課) 久保田 定治
(婦人少年局庶務課) 尾崎 幸治
(労働基準局労災補償部管理課) 尾崎 幸治
(以上八月一六日付)

昭和四十一年九月一日 印刷
昭和四十一年九月五日 発行
婦人少年局 第四十九号
通 巻 百 四 十 九 号
定価 六十円 二六円
編集人 久米 愛
発行人 平林 たい子
印刷人 網野 栄
東京都文京区小日向町一丁目
東京都千代田区神田一ツ橋二ノ一
(日本職業指導協会内)
発行所 婦人少年協会
電話 九段 (局) 九五九七
振替口座 東京 一〇七九二四



昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和四十一年九月五日 発行
(毎月一回五日発行)

婦人と年少者

(第十四巻 第九号)

定価 六十円 (送料六円)

◆労働者家族福祉運動関係論文・資料

◆婦人労働の実情 (資料室)

◆女子保護の概況 (資料室)

婦人少年協会

M.T